

世代別にみた個人の生涯税・社会保険料負担と年金給付

－99年度年金制度改正法案を踏まえて－

経済産業調査部門 主任研究員 石川達哉
ishikawa@nli-research.co.jp

<要旨>

1. 過去 50 年間の所得税・住民税と社会保険料負担の賃金に対する割合を平均的所得層について比較すると、1957 年以降は社会保険料負担が上回り、80 年代後半からは両者の差が拡大している。生年別に 20 歳から 59 歳の期間の社会保険料負担をみると、後発世代ほど重くなる。
2. 生年別に 20 歳から 59 歳の期間の税負担をみると、20 歳台前半と 50 歳台での実効税率が高い 1930 年生まれ、20 歳台前半の実効税率が低い 35 年・40 年・45 年生まれ、両者の中間に位置する 50 年生まれ以降の世代に 3 分される。しかし、ライフステージごとの実効税率の世代間格差は実効社会保険料負担率の格差と比べると比較的小さい。給付も含めて考えると公的年金の影響度は極めて大きく、生年による差を無視することができない。
3. 7 月に国会提出された「年金制度改正法案」と同じ仮定を用いて、片稼ぎ世帯の公的年金に関わる生涯負担と生涯給付の割引現在価値を生年別に計算すると、負担を上回る給付が得られるのは 1955 年生まれ以前の世代となる。95 年生まれの給付は負担の 6 割にも満たない。現行制度では 65 年生まれ以前の世代で負担を上回る給付が期待できる。先発世代ほど負担に対する給付の割合は高くなるが、その事実だけをもって世代間の不公平を論ずるのは適当でない。先発世代はももとの生涯賃金が低いからである。
4. そこで、「賃金－本人負担＋給付」でみた手取り所得の割引現在価値について世代間比較を行うと、45 年生まれが最も高い水準となる。手取り所得の水準で見るとすでに受給している世代と現役世代との世代間格差よりも、将来受給する現役世代内部での格差の問題が浮きぼりになる。
5. 公的年金制度は一部の世代の世代内所得格差を拡大するという矛盾もはらんでいる。改正案でも 55 年生まれ以前の世代では、同一世代において賃金格差よりも年金給付後の手取り所得格差の方が大きくなる。現行制度では 65 年生まれ以前の世代で世代内格差が拡大する。
6. 以上のとおり、世代間格差・世代内格差の点で年金制度改正案には改善すべき点が残っている。生年別の個人の視点からも情報開示を行い、負担と給付のあり方について開かれた議論を尽くすことが必要である。世代間格差を縮小するために年金目的消費税を導入することで将来料率の引き上げを抑制したり、世代内格差拡大を防ぐために給付における定額部分と報酬比例部分のバランスを見直すこと、なども検討に値しよう。

<目次>

はじめに	3
1. 過去 50 年間の税・社会保険料負担の変遷	4
2. 99 年度の年金制度改正法案	12
3. 生年別にみた給付と負担の割合	14
4. 生涯の手取り所得の世代間比較	17
5. 生涯の手取り所得の世代内比較	18
6. 結びにかえて	20
補論 1 個人のライフステージ想定	22
補論 2 年齢階層別賃金の推移と今後の想定	23
補論 3 割引率と異時点間の比較	25
補論 4 99 年の実効税率が維持される場合の生年別税負担	27
補論 5 制度改正後の生年別支給開始年齢	29
補論 6 給付と負担の数学的分析	30
補論 7 制度改正後の生年別の給付ルール	32
補論 8 給付課税の参考試算	33

1. はじめに

個人が社会生活を営むうえで、財政制度や政府の活動によって得られる便益とその費用負担とは実に多岐にわたっている。例えば、負担面では、直接的なものとして、所得税・住民税等の直接税、あるいは、公的年金や健康保険等の社会保険料がある。間接的な費用負担としては、消費税をはじめとする間接税がある。受益面では、所得の補償や資産形成面での支援という形態をとるものとして、公的年金給付、健康保険制度からの給付・填補、住宅ローンの金利優遇、財形貯蓄の利子補給がある。また、政府や公的機関からサービスの提供を受けるという面では、教育・防衛・保健福祉をはじめとする公共サービス、官公庁窓口での行政サービスが該当する。さらに、公的な交通・通信基盤・文化施設・公園等の社会資本の利用を通じて生活の潤いや利便性向上を享受するという面も挙げられる。

これらの受益と負担のうち、所得税・住民税と公的年金の負担と給付は「個人から政府」「政府から個人」への「所得の流れ」が明確な金額として把握可能であり、個人の生涯生活設計を規定してしまう程金額も大きい。勤労者期間には賃金に所得税・住民税と社会保険料が課せられ、退職後は公的年金を受給し、年金給付に対応する所得税・住民税を納める。こうした生涯にわたる所得の流れの中で、個人は消費と貯蓄を行う。言い換えれば、個人が生涯の消費・貯蓄計画を立てるうえでの「与件」となるのは生涯の可処分所得であり、それは賃金と所得税・住民税の支払いと公的年金の保険料・給付でほとんど決まってしまうと言っても過言ではない。

その生涯生活設計のベースが揺らぎ始めている。与件となる負担と給付の将来像が見えにくくなっているのだ。政府債務は増大の一途にあり、現状の財政制度を改革なしに維持していくことはほとんど不可能だからである。社会としての高齢化が進むなかで公的年金制度などの改革は必至である。しかも、その改革によって生涯所得がどのような影響を受けるのかは、一様ではない。ライフステージのどの時点にいるかで収入や税・社会保険料の負担は異なるし、生年によって適用される年金給付ルールも違うからである。こうした個人の視点にたった情報開示が十分になされていないため、将来所得に対する不透明感が拭いされない。それが個人消費の不振と景気の低迷にもつながっている。特に、制度を維持するために個人としてどの程度の負担を受け入れなければならないか、自分の属する世代、自分の属する所得階層の受益と負担は適正かなどを判断しようにも、そのための情報が整理されていない。老年世代と若年世代、高所得者と低所得者が協調して社会を維持していくための制度改革論議をしようにも、出発点となる情報がない。それらが世代間や世代内での不公平感や制度そのものに対する不信感につながっている。

当論文は、こうした情報の提供を試みるものである。まず、過去 50 年間の税制・社会保険制度と今後の年金制度改正案を忠実に反映した、個人の生涯にわたる所得税・住民税・社会保険料の負担と年金給付を生年別に試算する。負担に対応する給付が制度として規定されている社

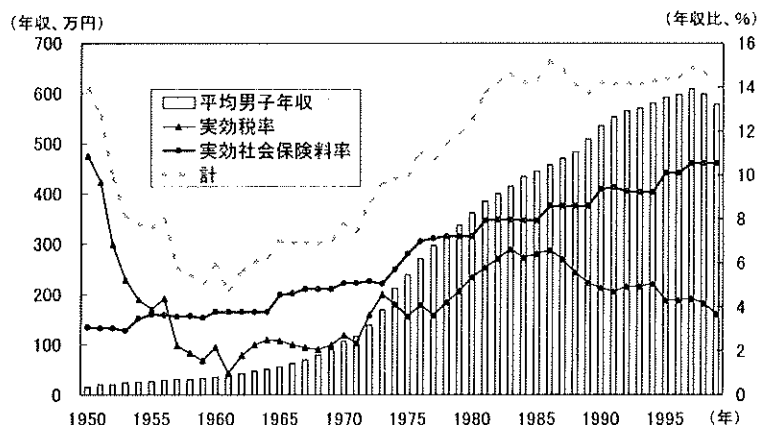
会保険とそうではない税とを同列に論じることは適切ではない面もあろう。それを踏まえたいう
 えで、公的年金に焦点を絞って世代間・世代内の格差や所得再分配効果について分析を行う。
 分析対象とするのは、1950年に20歳となった30年生まれを筆頭に95年生まれに至るまでの
 5年間隔での生年によって区分した14世代である。なお、消費税については後述の理由で考察
 対象外とした。

1. 過去50年間の勤労者期間における税・社会保険料負担の変遷

過去50年間における所得税・住民税と社会保険料は、個人にとっての最終的な負担のあり
 ようもその変遷も大きく異なっている⁽¹⁾。給与所得者、いわゆるサラリーマン世帯に適用さ
 れる税額、社会保険料の年収に対する比率を実効税率・実効社会保険料率として捉えると、
 その特徴は次のように整理できる。

第1に、生年を区別せずに平均所得層での実効税率・実効社会保険料率の時系列変化をみ
 ると、1956年までは実効税率の方が高いが、57年以降は実効社会保険料率が上回り、80年
 代後半からは両者の格差が拡大している。

図表—1 所得税・住民税と社会保険料負担の推移



(注) 社会保険料は厚生年金、政府管掌健康保険、雇用保険の被用者分。
 税は所得税・住民税(片稼ぎ4人家族)

(資料) 年収は労働省「毎月勤労統計調査」(各年)、他は当研究所試算

第2に、個人のライフサイクル(「補論1 個人のライフステージ想定」参照)という観点
 にたって、20歳から59歳までの勤労者期間の税負担を生年別に比較すると、3つのグルー
 プに大別できる。20歳前半と50歳台での実効税率が高い1930年生まれ、20歳前半の実
 効税率が低い35年・40年・45年生まれ、両者の中間に位置する50年生まれ以降の世代であ

⁽¹⁾ 所得税・住民税と社会保険料の賃金に対する割合を比較する際の社会保険料は、厚生年金保険・政府管掌
 健康保険・雇用保険の本人負担分のみを考察の対象とした。雇用主負担も含めた社会保険料負担はおおむ
 ねこの2倍である。なお、雇用主負担分の社会保険料は、その反対給付は被用者に帰属するものであり、
 企業年金の掛金や他の福利厚生費用と同じように、労働報酬の一部と考えられる。実際の統計面でも、経
 済企画庁「国民経済計算年報」における「雇用者所得」の構成要素は、①「賃金・俸給」のほかに、②「社
 会保障雇主負担」、③「他の雇主負担」となっている。後に取り扱う「公的年金制度における負担に対する
 給付」の分析の際は、世代間所得移転が明らかになるように、雇用主負担分を含めて考察する。

る。しかし、ライフステージ毎の実効税率の世代間格差は比較的小さい。

第3に、勤労者期間の社会保険料負担を生年別にみると、後発世代ほど各ライフステージの負担が重くなっている。西暦でみた同一時点の社会保険料率は生年にかかわらず一律である。しかし、時の経過とともに料率が引き上げられてきたため、各年齢毎の負担率という評価軸で生年別比較をすると、後発世代ほど負担は大きくなる。

第4に、税と社会保険料の両方を合わせた負担を生年別にみると、実績値のあるほぼすべての年齢区分で60年生まれ以降の世代の負担が先発世代を上回っている。30年生まれは30歳台、40歳台では最も負担の低い世代となっている。

以下でその背景を詳しく説明したい。

(1) 制度の変遷

図表-2にみるように、1950年から現在にいたるまでの50年間で税制、社会保障制度ともに著しい変遷を遂げている。しかも、制度の基本構造が変わらない場合でも、負担に直接かわる所得控除や税率、社会保険料率変更は頻繁に行われてきた。大きな流れを整理すると、50年から第1次オイルショック期までの期間、第1次オイルショック後から80年代半ばまでの期間、80年代半ば以降の3つの時代区分に分けて捉えることができる。

所得税・住民税に関しては、最初の期間はシャウブ勧告後の制度整備の期間であり、税率区分の細分化によって累進的負担の構造を強めていった。ただし、各税率が適用される所得の見直しや所得控除の拡大も随時行われたために、平均所得層にとっての実効的な負担は、当初はむしろ低下している。第1次オイルショック後から80年代半ばまでは、大きな制度改革が行われなかった期間であり、インフレで名目所得が上昇する中で累進的税負担の構造が不変であったことは実効的な負担の増大を意味する。80年代半ば以降現在にいたるまでの第3の期間は、税率区分の簡素化による累進構造の緩和と所得税・住民税の一般的な軽減である。後者は直間比率の見直しに伴って消費税導入などとセットで行われたものである。また、94年以降は景気対策としての減税が常態化していることも見逃せない。

社会保障制度に関しては、最初の期間は皆保険・皆年金に象徴される保障対象の拡大や給付水準の引き上げによる制度の整備と充実が行われた。次の期間は、見直しと修正が図られる期間であり、経済が安定成長に移行したことに伴うものである。第3の期間は少子・高齢化社会に対応した制度構築が意識される時代である。85年改正による基礎年金導入時には厚生年金の報酬比例部分の給付乗率引き下げが行われ、給付抑制は以後の改正にも引き継がれている。もっとも、支給開始年齢の繰り延べなどは経過措置期間が設けられ、給付水準の削減も実際の適用は後年になるため、制度改革の家計に対する影響は負担の上昇が顕著に現れている。

図表－2 過去50年間の所得・住民税制と社会保険制度の大まかな流れ

	所得税・住民税		住民税		社会保険料		
	各種控除等	税率	制度	税率	厚生年金	健康保険	雇用保険
1949年							
50	扶養控除と勤労控除	8段階、最高税率55%	5つの課税方式				
51		11段階へ					
52		8段階へ					
53	勤労控除は給与所得控除へ	11段階へ、最高税率65%					
54		(最低税率引き下げ)			新厚生年金法 (二階化)		
55							
56							
57	給与所得控除の階段化	13段階へ、最高税率70%					
58		(最低税率引き下げ)					
59					国民年金法制定	国民健康保険法改正 (国民皆保険)	
60							
61	配偶者控除創設	15段階へ、最高税率75%	所得を課税標準	県税2段階、市税13段階	国民年金実施 (国民皆年金実施)		
62		(最低税率引き下げ)					
63							
64							
65			本文方式に統一		厚生年金法改正 (1万円年金実現)		
66		最低税率を8.5%へ引き上げ	配偶者控除創設				
67		最低税率を9.0%へ引き上げ					
68		最低税率を9.5%へ引き上げ					
69		16段階へ、最低税率10%			厚生年金法改正 (2万円年金)		
70		19段階へ					
71							
72							
73							
74	給与所得控除の最高限度撤廃 (最低保障額も導入)		給与所得控除の最高限度撤廃 (最低保障額も導入)		福祉元年 (5万円年金、物価スライド)	健康保険法改正 (家族7割給付)	
75							制度創設
76						ボーナス徴収開始	
77							
78							
79							
80	給与所得控除の区分5段階						(家族8割給付へ上げ)
81							
82							
83							
84		15段階へ、最高税率70%					
85					年金制度改正 (基礎年金導入)	健康保険法改正 (本人9割給付へ下げ)	
86							
87	配偶者特別控除創設	12段階へ、最高税率60%	配偶者特別控除創設	県税3段階、市税7段階			
88	公的年金等控除創設	6段階へ簡素化		県税2段階、市税3段階			
89	特定扶養控除創設、消費税導入	5段階へ、最高税率50%	特定扶養控除創設		学生も1号被保険者		
90							
91							
92							
93							
94	特別減税(定率減税)				定額部分の支給開始年齢繰り延べ、ネット所得スライド		
95	特別減税(定率減税)				ボーナス徴収開始		
96	特別減税(定率減税)						
97		消費税率5%					
98	特別減税(定額減税)					健康保険法改正 (本人8割給付へ下げ)	
99	特別減税(定率減税)	4段階へ、最高税率37%					

(注) 各種人的控除額の引き上げ、給与所得控除の最高限度・最低限度の変更、課税対象所得区分の変更、社会保険料率・標準報酬階級の変更は省略
 (資料) 各種資料をもとに当研究所作成

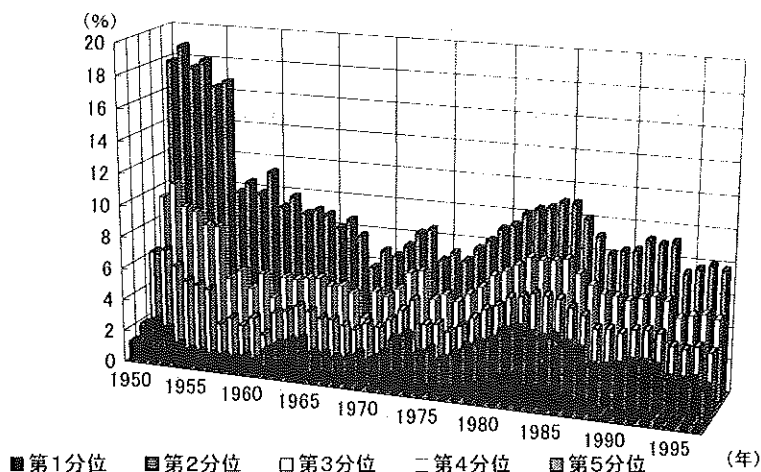
(2) 平均的世帯における負担の時系列的推移

過去50年間におけるこうした制度の変遷の中で、個人の負担は変化してきた。世代、生年別の視点から個人の生涯賃金・負担・給付を追跡する前に、平均的世帯における負担の時系列的推移をみると、実効社会保険料率はほぼ一貫して単調増加している。

一方、実効税率は1950年から61年まで低下し、緩やかに上昇した後は71年までほぼ安定的に推移する。第一次オイルショック時の名目賃金高騰で実効税率も上昇し、以後も77年から83年にかけて上昇を続ける。その後の制度改革で80年代後半と90年代は低下傾向を続けている。所得税・住民税の賃金に対する課税構造は累進的であり、収入階層によって実効税率は異なる。そこで、収入階層5分位別に試算しても、実効税率の推移の傾向はどの階層でも平均所得層と大きく異なる。

また、平均所得層で実効税率・実効社会保険料率の水準を比較すると、56年までは実効税率の方が高いが、57年以降は実効社会保険料率が上回り、80年代後半からは両者の格差が拡大している。

図表-3 年収分位別の実効所得・住民税率の推移



(注) 税は所得税・住民税。片稼ぎ夫婦と子ども2人による4人家族を想定。
 (資料) 5分位年収は総務庁「家計調査年報」(各年)、税は当研究所試算。

(3) 生年別にみた20歳～59歳期間の税負担の推移

上に述べた「平均的世帯」とは、各世代をその時点毎に平均した世帯像でもある。20歳から59歳までの勤労者期間における負担を正確に評価するには生年別に分けて見る必要がある。特に、所得に対する実効的な課税率が累進的に増大する税の場合、その時々々の制度や税率だけでなく、ライフステージのどの段階に位置するかが影響する。年齢によって年収の水準が異なるし、配偶者や子どもなど扶養する家族の数によって適用される所得控除が違うからである(生年別の各歳年収データについては、「補論2 年齢階層別賃金の推移と今後の想定」参照)。

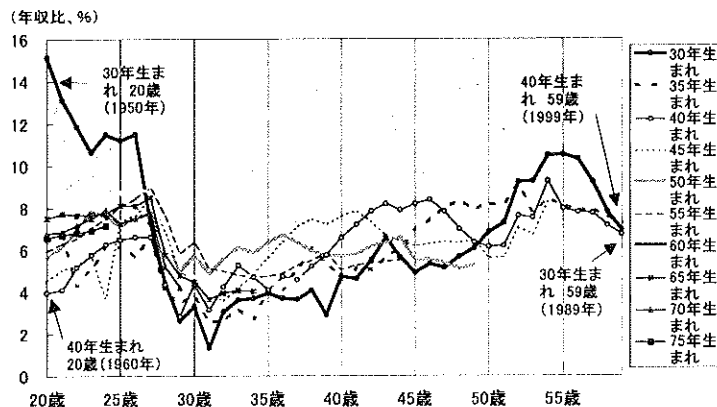
試算に際しては、家族構成に応じて、各暦年の基礎控除・配偶者控除・特別配偶者控除・扶養控除・特定扶養控除の人的控除と給与所得控除・社会保険料控除を反映して所得税の課税対象所得を算出した後、所得区分毎の税率を適用した。住民税の均等割に関しては、人口50万人以上都市の標準税率を用いた。所得割に関しても標準税率を適用した⁽²⁾。

1999年までの実績値期間での比較の結果は冒頭に述べたとおりである。1930年生まれの20歳前半半での実効税率が高いのは、この時期は所得・住民税制の整備の初期段階にあたり、この世代が本格的な実効負担軽減の恩恵を受けるのは20歳台後半からである。20歳台前半という年齢区分でも低い負担率を享受したのは、35年・40年・45年生まれである。75年頃から実効税率が高まる時期に社会人の仲間入りをした世代、すなわち、50年生まれ以

⁽²⁾ 所得税において、配偶者控除が新設されたのは1961年からであり、それまでは扶養控除が(扶養)配偶者にも適用されていた。配偶者特別控除の創設は87年であり、高校生・大学生の子どもに当たる16歳以上23未満の扶養者に対する控除枠として「特定扶養控除」が新設されたのは89年である。給与所得控除についても、52年までは勤労控除だったものが装いを改めたものであり、内容も度々変更されている。所得税計算に際しては、50年以降の毎年の税制に基づいて、その時点で存在する各種控除を計算対象となる世代の家族構成にあわせて適用した。また、住民税が現行制度とほぼ同じ基本構造になったのは62年からである。それ以前は5つの課税方式が存在し、市町村によって異なる方式が適用されていた。当論文では、大都市で採用されていた第一課税方式、すなわち、所得税額を課税標準とする方式で住民税額を計算した。

降の世代では 20 歳前半での実効税率が再び高まり、35 年・40 年・45 年生まれの負担水準と 30 年生まれの負担水準の中間に位置する。

図表－4 生年別の 20～59 歳時税負担



(注) 税は所得税・住民税。各生年に対応する年齢毎の家族構成を反映した人的控除を適用
 (資料) 各歳年収は労働省「賃金構造基本調査」(各年)をもとに推計、他は当研究所試算

また、1930 年生まれの 50 歳台での負担が重いのは、オイルショック期から 80 年代後半の税制改革前までの期間、すなわち、実効税率が全般的に高い期間に年収の高い壮年期を迎えているからである。99 年現在で 50 歳以上の年齢にあるのは 49 年生まれ以前の生年になるが、80 年代後半の税制改革以後に 50 歳台に到達した 35 年・40 年・45 年生まれに関しては、50 歳台の実効税率は 30 年生まれより低い。

上に述べた年齢時期に関しては、1930 年生まれ、35～45 年生まれ、50 年生まれ以降の 3 つのグループで明確な違いが認められるものの、その他の年齢時期での世代間差異は意外と小さい。年齢別の賃金はほぼ毎年上昇してきたから、同一年齢での年収は後発世代ほど高くなる。実績値が揃っていない年齢区分もあるが、税制改革が全くなければ後発世代ほど各ライフステージでの実効税率は高くなってしまったはずである。にもかかわらず、実効税率の世代間差異が小さいということは、結果として各ライフステージでの実効税率が世代によって大きく変わることはないように税制改革が行われてきた、とも言える。

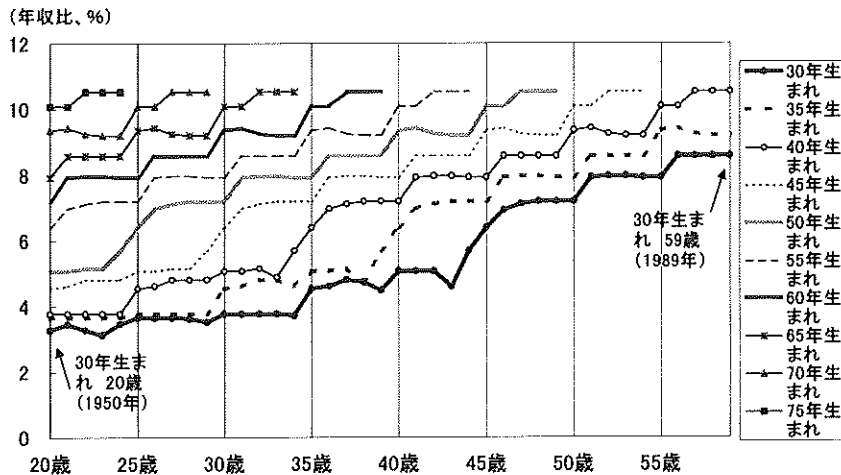
(4) 生年別にみた 20 歳～59 歳期間の社会保険料負担の推移

生年別にみた実効社会保険料負担率の推移は、実効税率とは全く対照的である。

後発世代ほど各ライフステージの負担が重くなっている。社会保険料徴収の対象となる月収が「標準報酬月額」の上限と下限の間に位置する場合、社会保険料は所得比例の関係にある。ボーナス部分を除けば、実効社会保険料負担率は社会保険料率に等しい。もちろん、「標準報酬月額」の上限を上回る賃金水準になると、実効社会保険料負担率は収入に対して逓減的であり、下限を下回る賃金水準では逓増的である。しかし、過去 50 年間、各歳毎の賃金

は「標準報酬月額」の上限と下限の間にほぼ収まってきた⁽³⁾。西暦でみた同一時点の社会保険料率は生年にかかわらず一律である。時の経過とともに料率が引き上げられてきたため、各年齢区分での負担率を生年別にみると、後発世代ほど負担は大きくなるのは当然である。

図表－5 生年別の20～59歳時社会保険料負担

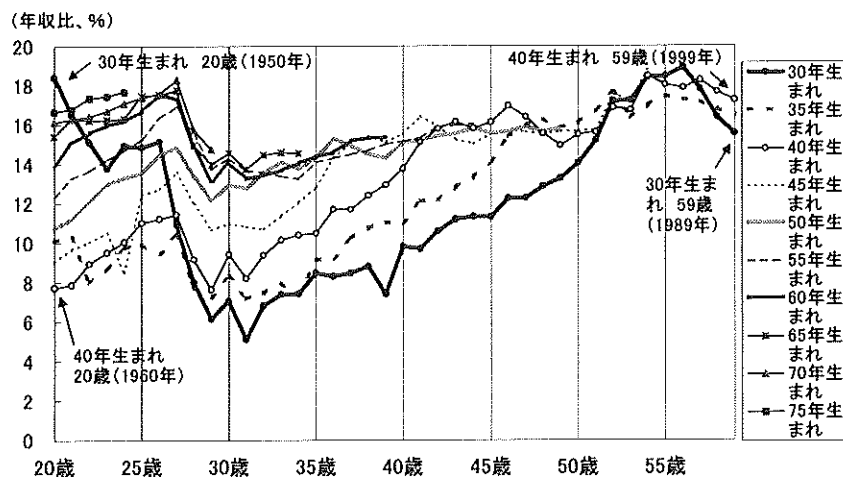


(注) 社会保険料は厚生年金保険、政府管掌健康保険、雇用保険
 (資料) 各歳年収は労働省「賃金構造基本調査」(各年)をもとに推計、他は当研究所試算

(5) 生年別にみた20歳～59歳期間の総負担の推移

所得税・住民税と社会保険料負担を合わせた総負担の年収に対する比率を生年別にみると、社会保険料率の推移の影響を強く受けている。

図表－6 生年別の20～59歳時税・社会保険料負担



(注) 税は所得税・住民税。各生年に対応する年齢毎の家族構成を反映した人的控除を適用
 (資料) 各歳年収は労働省「賃金構造基本調査」(各年)をもとに推計、他は当研究所試算

⁽³⁾ 健康保険料に関して、1972年における1930年生まれ(当時42歳)、73年における30年生まれ(43歳)、35年生まれ(38歳)、40年生まれ(33歳)の月例給与が標準報酬の上限を超えている。厚生年金保険料に関しても、30年生まれと35年生まれに数回例外がある程度である。

生年別に実効社会保険料負担率と実効税率の大小関係の生涯推移を比較すると、1930 年生まれから 60 年生まれまでの世代では、30 年生まれが 59 年から、35 年生まれが 64 年から、60 年生まれが 88 年からというように、28 歳ないし 29 歳以降で継続的に実効社会保険料負担率が実効税率を上回っている。かなりの世代にわたって 29 歳という年齢が節目となっているのは、20 歳台後半の独身期には年収増加で一旦実効税率が実効社会保険料負担率を上回ってしまうが、結婚や子供の誕生に伴う配偶者控除、扶養控除適用の税軽減効果が年収増加による実効税負担増大効果を抑制して実効税率が下がるためである。

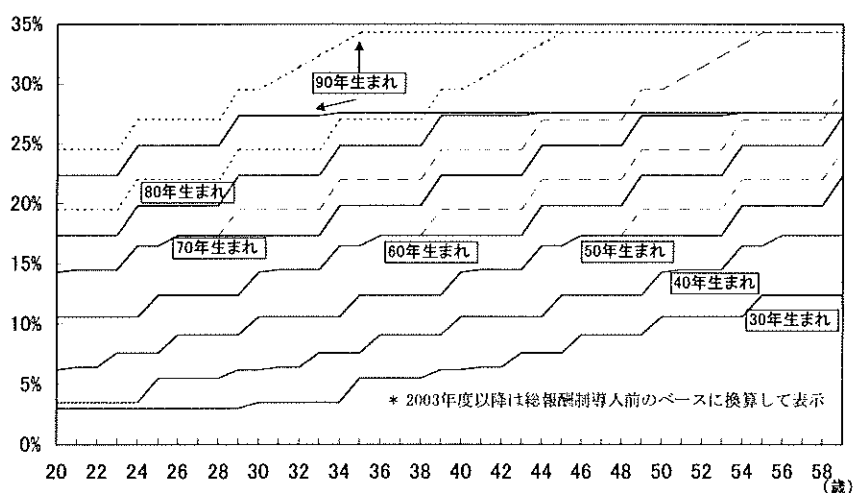
しかし、社会保険料率が年々上昇を続けるために、こうしたライフステージによる年収の水準や人的控除適用の有無とはかかわりなく、実効社会保険料率が実効税率を上回るようになる。特に、65 年生まれ以降の世代では 20 歳以降のすべての期間で実効社会保険料負担率が実効税率を上回っている。

「片稼ぎ夫婦と子供 2 人のサラリーマン世帯」に各暦年の税制と社会保険制度と世代平均年収を当てはめると、冒頭でのべたように、実に 57 年から実効社会保険料負担率が実効税率を上回っている。

(6) 今後の 20 歳～59 歳期間の税負担

1999 年時点ですでに 59 歳を迎えているのは 1940 年生まれ以前の世代のみである。それ以降の世代に関する 20 歳～59 歳の勤労者期間の総負担は、今後の税制改革と社会保障制度改革に依存している。厚生年金保険料率などは財政再計算資料によって将来負担の展望が示されており、世代別の試算が可能である。

図表一 7 生年別の厚生年金保険料率の生涯推移



(注) 実線は今回改正案(ピーク時27.6%)、破線は新人口反映後の94年財政再計算後(同 34.3%)

税制に関しては、試算の拠り所が現行制度以外に見当たらないため、将来試算は参考の域を出ない。累進構造が以前と比べれば緩和されているものの、名目賃金が上昇する中で税制

変更が全く行われなければ、やはり実効税率は累進的に上昇するからである。つまり、現行税制が全く改正されないとは考え難い。それを承知のうえでの試算となるが、すでに勤労者期間を終えた世代と近い将来に勤労者期間を終える世代の比較には意義がある。ここでは各歳毎の実効税率ではなく、20歳～59歳における総税負担の総収入比を比較する。

ところで、20歳～59歳の勤労者期間の総所得税・住民税負担を集計する際に、時点の違いを考慮しなければならない。一般に、利子率が $r\%$ なら、今年の100と等価になる来年の値は $100+r$ である（「補論3 割引率と異時点間の比較」参照）。つまり、妥当な割引率によって特定時点の価値に換算した後、集計を行うのが望ましい。ここでは、99年度の年金制度改正法案で用いられている賃金上昇率2.5%を用いて、将来の年齢階層別賃金を想定するとともに、年収額・税額の割引率は賃金上昇率と同じ2.5%、年金改正法案の予定利率と同じ4.0%の2つを用いて、比較を行った。95年生まれの世代が59歳に到達する2054年までが試算対象である⁽⁴⁾。

図表－8 生年別にみた20～59歳期間の総賃金と総税額（所得税・住民税）
：2000年以降も99年税制が維持される場合

生年		1930	1935	1940	1945	1950	1955	1960	1965	1970	1975	1980	1985	1990	1995
割引率 2.5%	総賃金	13355	16761	19899	22102	23101	24014	24115	24101	23986	23789	23736	23736	23736	23736
	総税額	942	1146	1345	1461	1575	1679	1801	1981	2241	2531	2872	3238	3618	4002
	実効税率	7.1%	6.8%	6.8%	6.6%	6.7%	7.0%	7.5%	8.2%	9.3%	10.6%	12.1%	13.6%	15.2%	16.9%
割引率 4.0%	総賃金	18343	21748	24535	25939	26048	25150	23570	21932	20291	18671	17311	16098	14970	13921
	総税額	1268	1451	1628	1692	1726	1716	1700	1726	1791	1874	1976	2073	2159	2229
	実効税率	6.9%	6.7%	6.6%	6.5%	6.6%	6.8%	7.2%	7.9%	8.6%	10.0%	11.4%	12.9%	14.4%	16.0%

(注) 単位：万円。1999年時点の現在価値に換算して比較。

現行税制が10年間維持されれば、1950年生まれまでの世代には上の試算が当てはまる。現状より実効税率が下がらないとしても、30年生まれの世代は35年生まれから50年生まれのいずれの世代よりも高い。35年生まれから50年生まれの世代は、55年生まれ以降の世代よりも負担が軽い。

以上の世代間比較は、あくまで勤労者期間の所得税・住民税負担について該当する。勤労者期間に支払った社会保険料には対応する給付が存在する。特に、老齢年金に関しては、引退後に給付が行われる。実質的な負担は「支払保険料－給付」で見るとべきであろう。最初に述べたように、個人の生涯所得の基本要素は生涯賃金、勤労者期間の税負担、社会保険料負担、引退後の年金給付、給付に対する税負担である。当論文における最終的な分析対象はこれらすべてである。しかし、今後の所得税・住民税負担に関して現行制度が2054年まで続くとは考えにくい（「補論4 99年の実効税率が維持される場合の生年別税負担」参照）。また、消費税についても当論文の枠組みで生涯可処分所得の系列から生涯負担が試算可能であるが、

⁽⁴⁾ 社会保険料控除の計算に当たっては、厚生年金保険料率は後述の年金制度改正案（年金審議会資料）に準拠した。他の社会保険料率は99年と同一とした。なお、厚生年金の標準報酬の上限は2003年度改正以降は賃金上昇率と同率で改定されると仮定した。健康保険もこれに準じた。

将来の所得税制の想定に影響される部分が大きいと、今回は考察対象としなかった。

そこで、以下では「1930 年生まれの世代が税負担に関しては重い」という点だけを念頭に置き、税負担の問題を離れて、公的年金制度における生涯負担と生涯給付のバランスを生年別に分析することとしたい。料率は 2024 年頃まで段階的に引き上げられる見込みであり、その影響も生年によって大きく異なる。また、給付の仕組みはもともと複雑であり、適用されるルールが生年によって大きく異なるうえに、予定されている制度改正によってさらに生年別の仕組みが変わる。制度改正動向も踏まえたうえで、現時点で利用可能な情報を個人の視点で整理し直す必要がある。世代間や世代内の格差の問題を考えると、必要に応じて税負担についても再検討したい。

なお、社会保険のうち年金に関してのみ給付を考えるのは、給付によって実際に可処分所得が増える可能性があるのは年金制度のみだからである。健康保険では傷病時に制度から 8 割分の給付がなされるが、支出の実損填補という性格が強く、実際に所得が増えるわけではない。雇用保険の場合も同様である。

2. 99 年度の年金制度改革法案

1999 年度は 5 年に一度実施される「公的年金の財政再計算」の年に当たり、年金制度改革法案が 7 月 27 日に国会提出されている。この法案は次期召集の国会で継続審議される見込みである。法案のベースとなっているのは 3 月 5 日に厚生省から発表された「年金制度改革案大綱」である。そこには、国民年金および厚生年金の財政基盤強化に向けて、①計算基礎率の変更、②総報酬制の導入、③給付のスライド方式の変更、④報酬比例部分の 5 % 給付削減、⑤報酬比例部分の支給開始年齢の引上げ、⑥60 歳台後半の在職高齢年金制度導入などが盛り込まれている。

図表－9 現行制度と改正案の比較

	現行制度 (94年財政再計算)	年金制度改革案大綱 (99/3/5)	備考
厚生年金保険料率 (月例)			
最終料率	31.30%	27.6%(21.4%)程度	()内は総報酬制ベース
99年の料率	19.50%	17.35%(2003年:13.58%)	()内は総報酬制ベース
厚生年金保険料率 (ボーナス)			
料率	1%	月例と同一	ボーナス=月例賃金×3.6
同実施時期		2003年4月	
国民年金保険料			
最終保険料月額	24300円 (94年度価格)	24800円 (99年度価格)	
99年の保険料月額	13700円	13300円	
給付水準 (月額)			
基礎年金	6.5万円 (94年度価格)	6.7017万円 (99年度価格)	
同 実施時期		2000年1月	
報酬比例部分	平均標準報酬×7.5/1000×加入年数	平均標準報酬×7.125/1000×加入年数	
		2000年4月(2003年:5.481)	
給付スライド			
裁定後のスライド	ネット賃金スライド	2000年1月より物価スライド	2025年以降は年率2.5%
裁定前時のスライド (賃金再評価)	ネット賃金スライド (4%)	ネット賃金スライド (2.3%)	
支給開始年齢			
基礎年金	65歳へと段階的に移行 (2001～2013年度)	同左 (同左)	
報酬比例部分	60歳	65歳へと段階的に移行 (2013～2025年度)	
計算基礎率			
予定利率	5.5%	4.0%	
賃金上昇率	4.0%	2.5%	
インフレ率	2.5%	1.5%	

まず、①は長期の収支計画を策定するうえでの計算前提であり、昨今の経済情勢を踏まえた変更である(利子率:5.5%→4.0%、賃金上昇率:4.0%→2.5%、インフレ率2.0%→1.5%)。利子率と賃金上昇率の差に関しては、1.5%と変わらない。

②は厚生年金保険料の徴収や給付計算のベースとなる「標準報酬」を「ボーナスを除く賃金」から「ボーナス込みの賃金」(総報酬制)に改めるものである。すなわち、ボーナスにも月例と同一の料率が適用され、給付にもボーナスからの徴収分が反映される。これと完全に対応するように料率と給付率の引下げを組み合わせる。ボーナス以外の収入の0.3倍、すなわち、月例給与の3.6ヶ月分がボーナスという計算前提で、負担額・給付額が実態的に変わらないようにするのである。現行制度では同一年収でもボーナス部分が多い人と小さい人とは負担と給付に差が生じてしまう。この構造を改め、同一年収の人はすべて負担と給付を等しくするのが総報酬制の狙いである。ボーナスと月例給与の関係は平均的にこの程度だから、通常の人はこの措置の影響を受けない。

③は基礎年金や厚生年金報酬比例部分の年金額裁定後の給付スライドを「税引き後所得上昇率」から「物価上昇率」にベースを改め、給付額の上昇を抑制するものである。ただし、年金額の裁定時に関しては99年度以降の「税引き後所得上昇率」を反映したネット賃金スライドが維持される。

④は厚生年金の報酬比例部分の給付乗率が7.5/1000の人であれば、7.125/1000(総報酬制ベースでは5.481/1000)に引下げるものである。報酬比例部分の給付を直接5%削減することにほかならない。

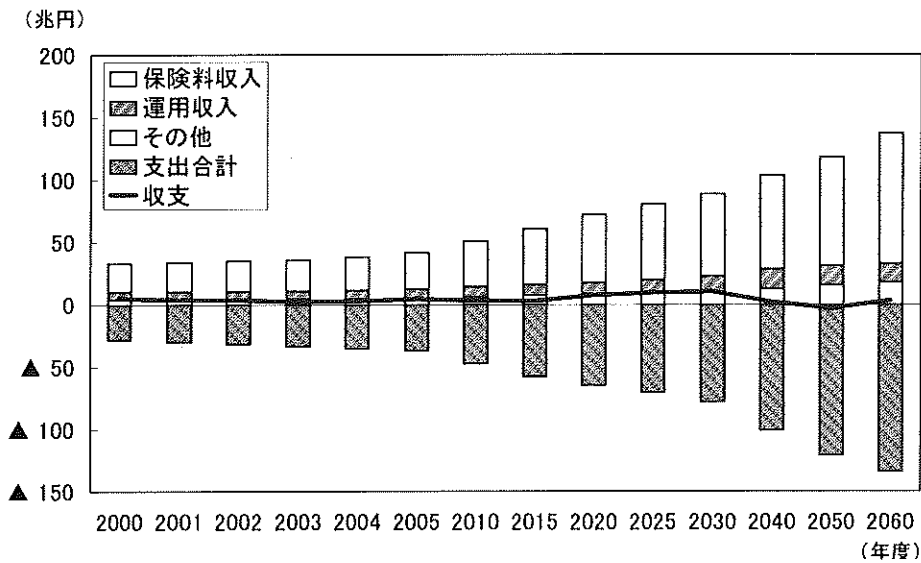
⑤は報酬比例部分の支給開始年齢を現行の60歳から65歳へと段階的に引上げるものである。65歳支給が実際に適用されるのは、男子は1961年生まれから、女子は1966年生まれからである(定額部分も合わせた生年別の支給開始年齢については、「補論5 制度改正後の生年別支給開始年齢」参照)。

⑥は65歳以上70歳未満の在職者に対する年金給付を賃金水準に応じて減額するものである。

改正案が公表された直後は、抜本的な改革内容を伴っていないとの批判もみられた。しかし、これらの改正事項は極めてオーソドックスな手法であり、総給付額の抑制に寄与するものである(「補論6 給付と負担の数学的分析」参照)。年金審議会資料によると、これらの効果で2024年頃のピーク時の厚生年金保険料率を現行方式の34.3%から27.6%(総報酬制ベースでは21.4%)程度まで抑えることができるという。また、2040年頃までは国民年金・厚生年金ともに制度として単年度の収支がプラスを維持する見通しとなっている。

もっとも、制度としての収支が安定するというだけで個人の公平感や信頼感が高まるとは限らない。個人のライフサイクルという視点からの情報が十分開示されていないからだ。

図表-10 厚生年金の財政見通し



(資料) 第33回年金審議会資料 (99.3.12)

また、重要な未定事項も幾つか残っている。料率に関しては「当面据え置き」とされ、いつからどのようなテンポで段階的な引き上げがなされるかが、次の財政再計算まで決まらない可能性もある。基礎年金の国庫負担割合に関しても、実施されるかされないかで保険料率の水準も変わるのに、「2004年までの間に1/3から1/2に引き上げを図る」とされているだけである。年金審議会資料では、「5年間料率据え置き、国庫負担割合1/3(不変)」の場合などの、2025年までの厚生年金保険料率(最終料率27.6%)と国民年金保険料額(2020年以降月額24800円、99年価格)の推移が示されている。制度の長期的収支を展望し直すのだから、前提となる料率案が複数試算されているのは当然である。しかし、法案ではそれらを敢えて問わず、当面の景気への配慮から料率据え置きを前面に出している。

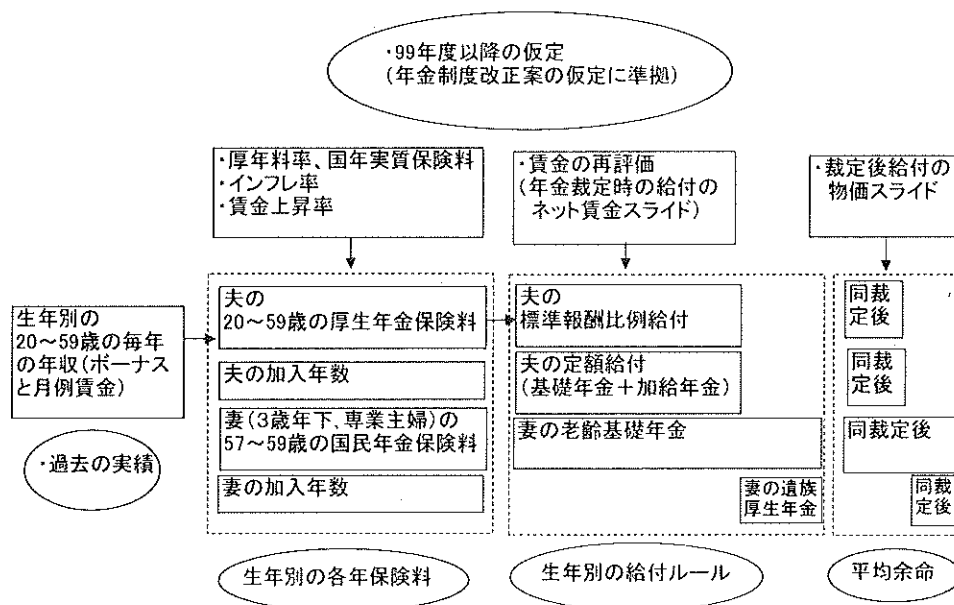
3. 生年別に見た給付と負担の割合

前述のとおり、今回の改正案が実施された場合、個人、夫婦単位での負担と給付がどうなるかについての公的な資料は今のところ開示されていない。

そこで、年齢階層別賃金データと年金制度改正案と同じ計算前提(利子率、賃金上昇率、インフレ率等)を用いてモデル世帯(厚生年金加入の片稼ぎサラリーマン夫婦)における生涯の負担と給付に関する生年別の試算を行った。具体的には、下図の流れで行った。まず、各生年別に各歳毎の平均年収に対する保険料負担を求め、各生年毎の給付ルールに基づいて給付額を算出した後、1999年度の割引現在価値に換算して、生涯の総負担と総給付を生年別に比較した。改正後の生年別の給付ルールに関しては、支給開始年齢・報酬比例部分の支給乗率以外の細部は明らかでないため、現行規定の94年度価格を99年度価格に換算するなどして、試算前提を固めた(「補論7 制度改正後の生年別の給付ルール」参照)。将来負担に関しては、年金審議会資料の「5年間料率据え置き、国庫負担割合不変」のケ

ースに基づいた⁽⁵⁾。

図表-11 分析のフロー



主たる結果は次のとおりである。

第1に、負担に対する給付の割合はこれまでと同様に生年の古い先発世代ほど高くなる。

第2に、改正によってすべての世代での「給付／負担」比率が低下する。

第3に、平均的世帯の場合、改正後は生涯負担を上回る生涯給付が得られるのは1955年生まれ以前の世代である。改正前は1965年生まれ以前の世代に該当した。

第4に、生涯賃金に対する給付と負担を比較すると、世代間格差は特に負担面で大きい。

図表-12 年金制度改正後の世代別生涯給付／負担比率の比較

生年	1930年	35年	40年	45年	50年	55年	60年	65年	70年	75年	80年	85年	90年	95年
A 生涯賃金	18313	21748	24535	25939	26048	25150	23570	21932	20291	18671	17311	16098	14970	13921
B 生涯賃金+雇用主負担	18964	22603	25634	27225	27477	26692	25196	23624	22010	20377	18982	17725	16530	15399
C 生涯負担	1281	1752	2242	2607	2895	3125	3295	3423	3473	3442	3370	3277	3142	2975
同 生涯賃金比(C/A)	7.0%	8.1%	9.1%	10.1%	11.1%	12.4%	14.0%	15.6%	17.1%	18.4%	19.5%	20.4%	21.0%	21.4%
D 生涯給付	6446	5642	4800	4010	3622	3242	2934	2718	2522	2343	2175	2017	1870	1683
同 生涯賃金比(D/A)	35.1%	25.9%	19.6%	15.5%	13.9%	12.9%	12.4%	12.4%	12.4%	12.5%	12.6%	12.5%	12.5%	12.1%
E 生涯純給付(D-C)	5165	3890	2558	1403	727	116	▲ 362	▲ 706	▲ 951	▲ 1100	▲ 1195	▲ 1260	▲ 1272	▲ 1292
同 生涯賃金比(E/A)	28.2%	17.9%	10.4%	5.4%	2.8%	0.5%	-1.5%	-3.2%	-4.7%	-5.9%	-6.9%	-7.8%	-8.5%	-9.3%
給付／負担比率(D/C)	503%	322%	214%	154%	125%	104%	89%	79%	73%	68%	65%	62%	60%	57%
(同 現行制度)	(582%)	(381%)	(263%)	(184%)	(147%)	(126%)	(113%)	(101%)	(89%)	(81%)	(75%)	(71%)	(68%)	(65%)

(注) 単位：比率以外は万円。利子率4.0%、賃金上昇率2.5%、インフレ率1.5%の前提で99年割引現在価値に換算。

⁽⁵⁾ 85年の制度改正前は国民年金加入は任意であった。世代間比較の世帯想定を揃えるために、妻の基礎年金加入は全世代ともに86年以降とした。生年の古い世代に関しては、加入期間の短い妻の基礎年金額が少額になることに配慮して、「妻の振り替え加算」を夫に支給する規定が充実しており、この想定は妥当と思われる。妻の給付に関しては、老齢基礎年金と夫死亡後の遺族厚生年金や経過的寡婦加算を反映した。なお、負担面では、妻は結婚後の第3号被保険者の期間は国民年金保険料の負担を行わず、第2号被保険者である夫が退職した後(夫60歳時に妻は57歳)の3年間だけ第1号被保険者として国民年金保険料を負担すると仮定した。

先発世代の高い給付／負担比率は後発世代の重い負担によって支えられており、後発世代から先発世代に対して世代間所得移転が生じている。ただし、「負担に対する給付」の割合が単に高いか低いかだけで是非を問うのは適切でない。高い経済成長率が続くのであれば、生涯賃金が低い世代に対して後発世代から所得移転を行うのは合理性があると考えられる。公的年金制度には後発世代が享受する生活水準の向上を先発世代にも分配するという意義があり、問われるべきはもともとの賃金水準などと比べてその度合いが適切かどうかである。その1つの目安となるのは次に述べる「賃金－本人負担＋給付」で見た生涯の手取り所得の「水準」であろう。

なお、給付に対する所得税・住民税の課税額は、1930年生まれが60歳に到達した90年以降について、各暦年の税制を適用して本人分の所得税・住民税を計算した（「補論8 給付課税の参考試算」参照）。2000年以降については現行税制維持を仮定した。現状の実効税率は高くないが、現行税制が全く改正されない場合には、名目給付額の上昇によって実効税率が累進的に上昇してしまう。今回の分析では、給付課税も含めた比較は断念した⁽⁶⁾。

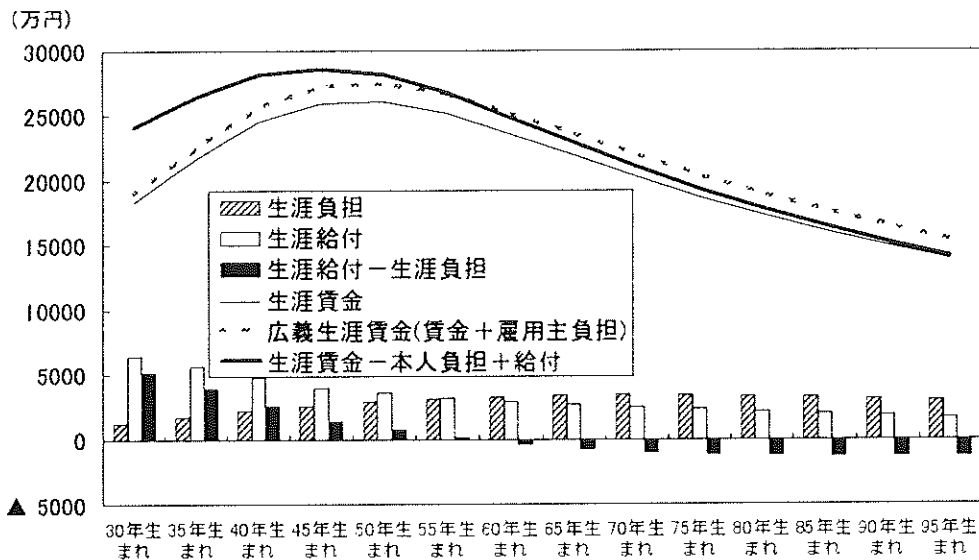
⁽⁶⁾ 妻の給付に関しては、当面は基礎控除と公的年金等控除によって非課税枠の中に収まる。しかし給付の名目額が上昇する中で現行税制が維持され続ければ、2022年からは妻の給付も課税対象となり、夫に対する配偶者控除も適用されなくなる。こうした仮定自体に無理があるため、「補論8」での試算は参考扱いとした。また、夫本人の試算結果にも「現行税制維持」の仮定による実効税率上昇の影響が後年に出ている。これらの取り扱いは今後の検討課題としたい。

4. 生涯の手取り所得の世代間比較

「賃金－本人負担＋給付」（1999年度における割引現在価値）で見た手取りの生涯所得の「水準」を生年別に比較すると、4.0%の割引率を適用した場合には、1945年生まれが最も高い水準となる。また、65年生まれ以降の世代は30年生まれよりも低い水準となる。

<割引率4.0%のケース>

図表－13 改正案に基づく世代別生涯所得



(注) 賃金・給付・負担ともに4%の割引率にて99年度割引現在価値に換算して比較
負担には本人負担のほかに雇用主負担を含む

図表－14 年金制度改正後の世代別生涯手取り所得の内訳（単位：万円）

生年	1930年	35年	40年	45年	50年	55年	60年	65年	70年	75年	80年	85年	90年	95年
A 生涯賃金	18343	21748	24535	25939	26048	25150	23570	21932	20291	18671	17311	16098	14970	13921
B 生涯賃金＋雇用主負担	18964	22603	25634	27225	27477	26692	25196	23624	22010	20377	18982	17725	16530	15399
C 生涯負担	1281	1752	2242	2607	2895	3125	3295	3423	3473	3442	3370	3277	3142	2975
D 生涯給付	6446	5612	4800	4010	3622	3242	2934	2718	2522	2343	2175	2017	1870	1683
E 生涯純給付(D-C)	5165	3890	2558	1403	727	116	▲362	▲706	▲951	▲1100	▲1195	▲1260	▲1272	▲1292
F 生涯所得(B-C+D)	24129	26493	28192	28628	28204	26808	24834	22918	21059	19277	17787	16465	15259	14107

(注) 単位：万円。利率4.0%、賃金上昇率2.5%、インフレ率1.5%の前提で99年割引現在価値に換算。

A～Eは前掲表と同じ。

<参考：割引率2.5%のケース>

図表－15 年金制度改正後の世代別生涯手取り所得の内訳（単位：万円）

生年	1930年	35年	40年	45年	50年	55年	60年	65年	70年	75年	80年	85年	90年	95年
A 生涯賃金	13355	16764	19899	22102	23404	24014	24115	24101	23986	23789	23736	23736	23736	23736
B 生涯賃金＋雇用主負担	13825	17449	20827	23241	24742	25549	25846	26030	26084	26017	26071	26162	26224	26261
C 生涯負担	975	1410	1901	2319	2721	3123	3522	3918	4251	4509	4721	4901	5023	5093
D 生涯給付	6692	6307	5779	5243	5123	4983	4900	4905	4895	4889	4881	4869	4854	4747
E 生涯純給付(D-C)	5717	4896	3879	2924	2401	1860	1378	987	644	380	161	▲32	▲168	▲346
F 生涯所得(B-C+D)	19542	22345	24705	26166	27143	27409	27224	27018	26727	26397	26231	26131	26056	25914

(注) 単位：万円。割引率2.5%で99年割引現在価値に換算。

おおまかに順番をつけると、「団塊世代」「戦前世代」「団塊後世代」の順である。

また、2.5%の割引率を適用した場合には、1955年生まれが最も高い水準となる。この場合、85年生まれ以降の世代は45年生まれよりも低い水準となる。

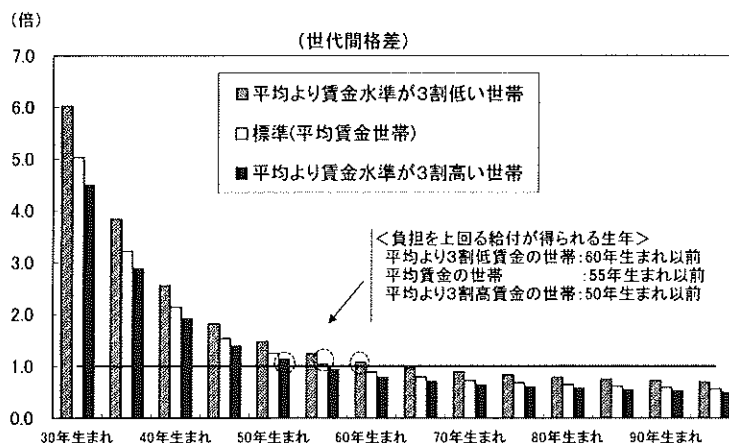
適用する割引率によって結果に差はあるものの、傾向として1945年～1955年生まれくらいの世代をピークにその後の世代の手取り額が低下するのは共通である。手取り額の水準比較によって、すでに受給している世代と現役世代との世代間格差よりも、将来受給する現役世代内部での格差の問題が浮きぼりになる。今回の改正ではすべての世代で給付削減がなされ、負担の抑制も図られるなど「団塊後」の若い世代の重い負担に対する配慮はなされている。それでも、結果をみる限り、それ以前の世代と比べれば後発世代の負担がより重くなる構造が改められたとは言えない。

なお、ここでの「賃金－本人負担＋給付」でみた手取り所得は、公的年金制度の効果に焦点を絞ったものである⁽⁷⁾。生涯の可処分所得を規定する要因としては、社会保険料負担・給付と並んで所得税・住民税も重要である。しかし、すでに分析したように、先発世代で勤労者期間の税負担が高いと言えるのは1930年生まれの世代のみであり、税負担も含めれば団塊後世代の手取り所得はさらに小さくなる。その意味で、年金制度だけで考えても、世代間格差を縮小すべく制度改正を再考する余地は十分にある。

5. 生涯の手取り所得の世代内比較

先に見たとおり、平均的な賃金水準の世帯を前提とした分析では、生涯負担を上回る生涯給付が得られるのは1955年生まれ以前という結果であった。この前提を変え、毎年の賃金が同一世代の平均より3割高い世帯を基準に世代間比較を行うと、生涯負担を上回る生涯給付が得られるのは50年生まれ以前となる。また、3割低い世帯では60年生まれが境となる。

図表－16 生年別・賃金階層別に見た給付／負担比率



(注) 給付・負担ともに4%の割引率にて99年割引現在価値に換算して比較

⁽⁷⁾ 社会保障制度による世代間所得移転効果は年金保険だけでなく、医療保険や介護保険にも存在する。反対給付が約束されていない所得税・住民税や消費税についても、政府の一般財源に組み入れられた後に政府支出や支払いとなって個人に何らの受益をもたらす。一般に、財政制度には何らかの世代間所得再分配をもたらす経路が存在する。その中で公的年金の問題をとりあげたのは世代間所得移転の経路が直接的で影響も大きいからである。

このように、公的年金制度を通じた負担と給付の重さにはどの世代に属するかという面だけでなく、賃金が同一世代内の平均より上か下かという面も影響する。所得格差は世代間にも世代内にも存在するが、公的年金制度が当初の賃金格差に対してどのような影響を与えるかについては、世代間だけでなく世代内についてもみる必要がある。ここでは公的年金制度が同一世代内の所得格差を拡大させるのか、縮小させるのか、に焦点を当てる。すなわち、同一世代内の「平均世帯」「高賃金世帯」「低賃金世帯」における公的年金制度が適用される前の生涯賃金水準と「賃金－本人負担＋給付」で見た手取りの生涯所得水準との比較である⁽⁸⁾。

図表－17 生年別にみた公的年金制度の世代内所得格差への効果

生年	1950	55	60	65	70	75	80	85	90	95
①当初の世代内賃金格差										
3割低い世帯－平均賃金世帯	▲5503	▲6521	▲7367	▲7782	▲7815	▲7515	▲7071	▲6589	▲6087	▲5601
3割高い世帯－平均賃金世帯	5503	6521	7367	7782	7815	7515	7071	6589	6087	5601
②手取り所得(賃金－本人負担＋給付)の格差										
3割低い世帯－平均賃金世帯	▲6263	▲7155	▲7791	▲8070	▲8005	▲7603	▲7021	▲6160	▲5631	▲5125
3割高い世帯－平均賃金世帯	6263	7155	7791	8070	8005	7603	7021	6160	5631	5125
③公的年金制度の世代内所得格差への効果(②－①)										
3割低い世帯－平均賃金世帯	700	630	431	288	190	58	▲50	▲119	▲151	▲176
3割高い世帯－平均賃金世帯	700	630	431	288	190	58	▲50	▲119	▲151	▲176
(参考) 現行制度における③										
3割低い世帯－平均賃金世帯	963	797	618	439	313	205	116	39	▲31	▲83
3割高い世帯－平均賃金世帯	963	797	618	439	313	205	116	39	▲31	▲83

(注) 単位：万円。すべて4%の割引率による99年割引現在価値。③欄の▲は格差縮小を示す

それを各生年毎にみると、1955年生まれ以前の世代では、同一世代内における生涯賃金格差よりも「賃金－本人負担＋給付」で見た手取りの生涯所得における格差の方が大きい。言い換えると、当初の世代内所得格差が公的年金制度によって拡大する。富める者がますます豊かになる構造である。年金制度の第一義的役割は老後の生活資金を確保することかもしれないが、自助努力ではなく公的制度が所得格差を拡大させることを見過ごすことはできない。しかも、「世代内の所得格差拡大」の構造は必ずしも豊かとは限らない後発世代からの所得移転によって支えられている。ちなみに、現行制度では同一世代内の所得格差拡大は65年生まれ以前の世代について該当する。その意味では、改正案によって「世代内の所得格差拡大」の構造は一部修正されていると言えよう。

世代内格差拡大効果が生じる理由は、55年生まれ以降の世代に関しては、報酬比例部分の生涯給付だけとつても、その生涯賃金比が生涯保険料本人負担の生涯賃金比を上回っているからである。負担との関係を考えてときに、総給付の水準が問題かどうかは別にしても、総給付の中の定額部分と報酬比例部分の構成比に問題があると言えるであろう。

⁽⁸⁾ 雇用主負担の保険料は「公的年金制度が存在しなければ賃金に上積みして支払われていたもの」とみなして、「賃金＋雇用主負担」と手取り所得とを比較する考え方もある。年金以外の保険料の取扱いの問題もあり、今回の分析では単純に賃金と手取り所得を比較した。

6. 結びにかえて

個人の生涯にわたる可処分所得は、賃金と勤労期間中の所得税・住民税および社会保険料の負担、引退後の年金給付、給付に対する所得税・住民税によってほとんど決まる。この中で、特に、公的年金の影響度が時系列的にみても、生年別にみても高くなっている。若年層で高まっている将来所得に対する不透明感、老後の生活に関する不安感は、年金制度の維持可能性に不安があるからというだけでなく、負担と給付の将来像が個人の視点、ライフサイクルの視点から十分に情報開示されていないことにあると考えられる。

7月に国会提出された「年金制度改革法案」はその意味で極めて重要な役割を担っている。そこでは各種の改正によって年金財政の基盤強化が図られている。しかし、世代間格差、世代内格差の点で改善すべき点が残っている。すなわち、

- ①世代間の給付と負担の格差については、すべての世代が痛みを分かっているものの、もともと負担に対する給付の割合が低い後発世代の「給付／負担比率」がさらに低下する構造となっている。
- ②世代内の問題に関しては、1955年生まれ以前に関しては「富める者をますます豊かにする」という構造が残っている。

高齢者の中でも経済的強者と弱者とがあり、生涯賃金が多い強者と少ない弱者はどの世代にも存在する。しかし、年金の給付水準はどの世代に属するかに影響される部分が多い。自助努力で「富める強者がますます豊かになる」のはよいが、市場では実現不能な収益率を公的年金が一部の世代の豊かな強者に与えるのは看過できない。公的年金制度がこれからも円滑に運営されるためには、制度の収支基盤を安定化させるだけでなく、できるだけ多くの人の納得感と信頼感を得ることが必要であろう。そのためには、制度全体の収支だけでなく、当論文で試算したような個人・世帯の視点からの生涯収支に関する公的な資料が開示されることを望みたい。そのうえで負担と給付のあり方などについて開かれた議論を尽くすことが必要である。

上で指摘した問題についても、解決策は存在する。まず、②に関しては、定額部分と報酬比例部分のバランスを改めることで対応できるはずである。給付額を変えないのであれば、定額部分の水準をもう少し上げるかわりに、報酬比例部分の給付乗率を下げるということである。やり方次第では、すべての人に確保する年金水準は増額させ、制度全体での総給付額は削減するということが可能なはずである⁽⁹⁾。

⁽⁹⁾ 現行制度も改正案も適用される給付乗率を決めるのは生年がすべてである。これを給付乗率も平均標準報酬に依存する構造に変えれば、同一生年の中でも高所得者に対する給付を相対的に抑制することができる。この方策の難点は制度が更に複雑化することであろう。なお、一般には年金制度の所得再分配効果を高めることは賦課方式的な要素を強めることに等しい。しかし、現状は賦課方式的な世代間所得移転を原資として世代内所得分配を逆進させる構造となっているのだから、世代間所得移転自体は変えずに世代内の所得再分配効果を回復する場合には、賦課方式的な要素を強めるとは言えない。世代間所得移転の度合いも緩和しつつ、世代内の所得再分配効果も回復せよというのがここでの問題提起である。

また、①に関しても、年金目的消費税の導入を引き換えに将来料率の引き上げを抑えることで、世代間格差はかなり縮小するはずである。分析から明らかなように、後発世代の給付負担比率が低いのは、負担が重いことによる部分が特に大きい。つまり、今後の料率引き上げが重くのしかかっているということである。これを抑えるかわりに、年金目的消費税を導入するのである。

もちろん、消費税にすれば、国民の負担総額が直接変わるわけではない。しかし、消費税の対象は生年・世代を選ばない。現役勤労者からも受給者からも徴収できる。しかも、生涯消費が生涯所得にリンクするので、現役勤労者に関しても受給者に関しても、消費水準の高い人、すなわち、生涯所得の高い人には多い負担が期待できる。標準報酬の上限が存在するために所得比例の負担とはならず、今後人口減少する若年勤労世代のみから徴収する社会保険料と比べると、広くて薄い負担が可能である。だから、年金目的消費税の導入、ないし、現行消費税率の引き上げが料率引き上げに代替するのであれば、若年世代にとっては負担軽減となるわけである。この方策の究極の形は、いわゆる、「基礎年金部分の全額消費税方式化」である。給付水準に関して定額部分と報酬比例部分を併せて一体のものとして制度設計するという観点からは、保険料を基礎年金部分と報酬比例部分とに分け、後者を廃止するというのは現実的ではないかもしれない。しかし、「料率を現在の 17.35%のままで固定し、それに見合う年金目的消費税を導入する」というやり方は代替案としてあってよいのではないだろうか。検討には値すると思われる。

いずれにしても、国民1人1人が自分の生涯生活設計に照らして賃金や税制・公的年金制度について考えるということが重要である。また、国民的な議論を経て年金制度が改正された後は、これまで思い描いてきた生涯の貯蓄・消費計画と制度改正で規定される手取り所得をもう一度照らし合わせる必要があるであろう。そのうえで、自助努力の計画を見直すことも必要となろう。将来に対する不安感を徒に募らせるのではなく、公的制度を把握し、自助努力による準備を考えるという姿勢が望まれる。

補論1 個人のライフステージ想定

(1) 結婚、出生、死亡について

各生年（14 世代）共通に想定するモデル世帯像として、「夫 28 歳、妻 25 歳で結婚」「1 年後に第 1 子誕生、3 年後に第 2 子誕生」「夫 79 歳末に死亡、妻 84 歳末に死亡」と仮定した。過去 50 年間の実績値を振り返ると、男女の初婚年齢はやや上昇しているが、夫婦の年齢差や結婚後の第 1 子、第 2 子誕生までの年数など、意外と変わっていない。

図表-18 過去 50 年間の結婚、出生、余命

		想定	1950年～直近の実績		
			平均	50年	直近
結婚年齢	男	28歳	27.5歳	25.9歳	28.6歳 (98年)
	女	25歳	24.9歳	23.0歳	26.7歳
夫婦の年齢差		3歳	2.6歳	2.9歳	1.9歳 (98年)
第1子出生時の妻		26歳	26.5歳	24.4歳	27.7歳 (97年)
第2子出生時の妻		28歳	28.9歳	26.7歳	30.0歳 (97年)
60歳時平均余命	男	19年	17.4年	14.4年	22.9年 (97年)
	女	24年	21.0年	17.1年	26.1年

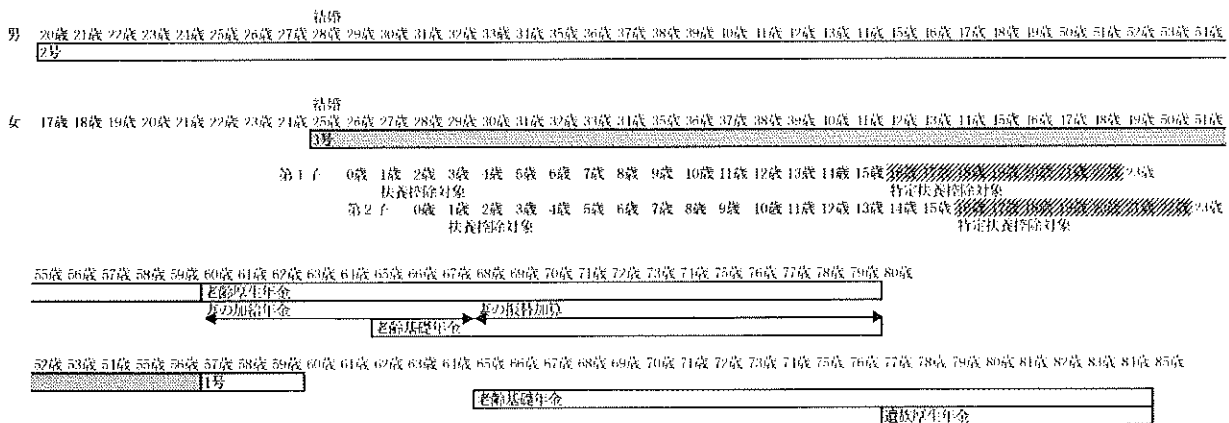
(注) 1930 年生まれの 60 歳平均余命は 1990 年データ（男 19.95 年、女 24.29 年）
 (資料) 実績値は厚生省「人口動態統計」「日本人の平均余命 平成 10 年簡易生命表」

60 歳時点での平均余命は著しく伸張しているが、当論文で分析対象とする 1930 年生まれが 60 歳に達した 90 年以後は 60 歳男子の平均余命の伸びはおさまった感がある。

(2) 勤労形態、世帯形態

夫は 20 歳から 59 歳まで給与所得者（サラリーマン）として勤労し、結婚後の妻は専業主婦を続けるものとした。直近の男子の大学進学率は 33% であり、高等学校卒業直後から就労との仮定が可能だが、基礎年金の満額受給要件をすべての世代が満たすように、20 歳就労開始を仮定した。こどもは 2 人ともに 4 年制大学へ進学し、22 歳まで扶養家族扱いを受けるとみなした。

図表-19 家族構成とライフステージ

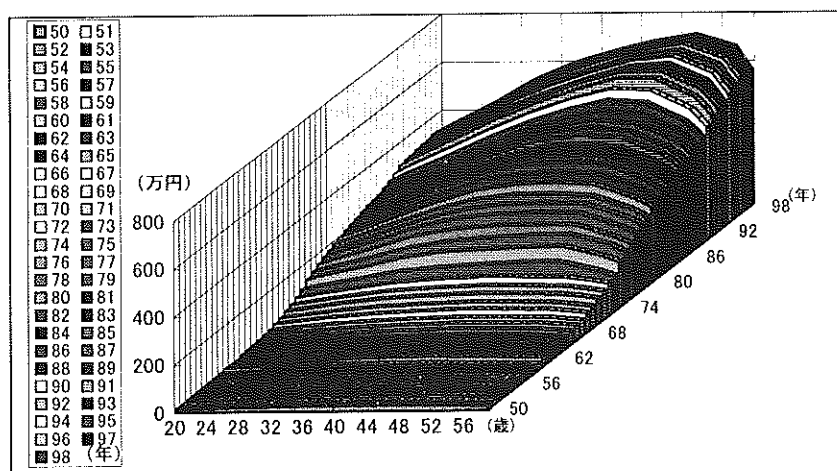


補論2 年齢階層別賃金の推移と今後の想定

(1) 過去50年間の実績

実績値は労働省「個人別賃金調査」(1949年)、「職種別等賃金実態調査」(54～57年)、「賃金構造基本調査」(58～98年)における「年齢階級別きまって支給する現金給与額」の「企業規模計・学歴計・男子」に基づいた。これは、ボーナスを含まない・残業代込みの平均月収に相当するので、15.6倍(3.6倍はボーナス相当)して年収とみなした。

図表-20 年齢階層別の年収の推移

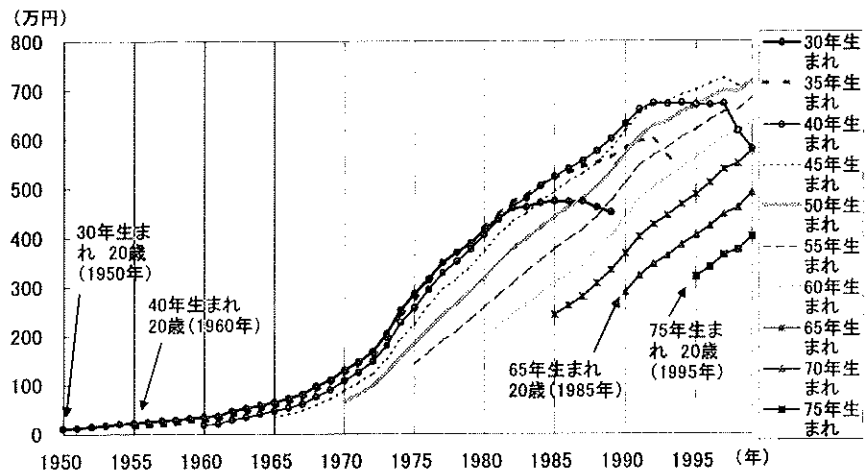


(資料) 労働省「賃金構造基本調査」(58年～98年)「職種別等賃金実態調査」(54～57年)「個人別賃金調査」(49年)をもとに当研究所推計

73年以降は年齢階級12区分の統計が利用可能であり、このうち「18～19歳」「20～24歳」「25～29歳」「30～34歳」「35～39歳」「40～44歳」「45～49歳」「50～54歳」「55～59歳」「60～64歳」の計数がそれぞれの平均年齢、すなわち、18.5歳、22歳、27歳、32歳、37歳、42歳、47歳、52歳、57歳、62歳の値を表しているとみなし、間の年齢については線形補間して20～59歳の各歳の値を推計した。それ以前についても、9区分以上の年齢階層別データが利用可能であり、同様の方法で推計を行った。

階層別賃金は年々全体的に上昇したため、各年齢間の相対関係、いわゆる年齢別賃金カーブの形状はあまり変わっていない。なお、同一時点における年齢別賃金のピークは、76～91年に関しては「45～49歳」であったが、92年以降は再び「50～54歳」となっている。

図表-21 生年別にみた20~59歳時給与収入



(資料) 労働省「賃金構造基本調査」(58年~98年)「職種別等賃金実態調査」(54~57年)「個人別賃金調査」(49年)をもとに当研究所推計

(2) 平均年収の想定

今後に関しては、1998年の各年齢別の賃金が毎年2.5%で上昇すると仮定した。

補論3 割引率と異時点間の比較

当論文では、「年金制度改正案」で想定された利率の4.0%を基本的な割引率としつつも、同案の賃金上昇率2.5%を代替的な割引率として使用する。以下で背景を説明したい。

時点が大きく異なる所得を現時点で評価、比較する際は、一般に、割引率を用いて現在価値に換算しなければならない。換算時点は特定の時点に固定さえすれば、必ずしも現時点でなくても構わない。名目利率が $r\%$ なら、今年の100と等価になる来年の値は $100+r$ であるから、通常は名目利率が割引率として用いられる。名目利率をインフレ率と実質利率に分けて考えても、異時点間の比較は、インフレ分を調整した実質価格 (constant price) を実質利率で割り引いて行うことになるから、結局、名目価格 (current price) を名目利率で割り引くことと変わらない。特に断らない限り、当論文では名目概念で議論する。

現在価値に換算することに由来する問題は、割引の対象とする所得が何らかの上昇率の仮定にリンクしていて、その仮定が利率の仮定と異なる場合である。たとえば、将来の年齢別賃金のフローが現在の年齢別賃金を一定の予定賃金上昇率でシフトさせたものであって、その賃金上昇率が利率の想定と異なるというような場合である。

当論文で採用している将来世代の賃金に対する仮定は「現在の年齢別賃金カーブが毎年一定率で上昇し (各年齢毎の賃金が同一率で前年より上昇)、個人は各時点で自分の年齢に対応する賃金を得る」というものであり、賃金上昇率に等しい割引率を用いて生涯賃金の現在価値を計算すれば、現時点で勤労年齢に到達していない将来世代に関しては、生年にかかわらず同一の値となるはずである。つまり、計算前提が世代間比較という結果に強い影響を与えない中立的な想定という観点からは、賃金上昇率と利率の仮定は同一であることが望ましい。

ところで、現行の公的年金制度や改正案の計算基礎率には、賃金上昇率より1.5%高い利率が想定されている。制度設計上はそうした仮定自体に問題がない場合でも、現在価値に換算した比較分析では問題が生じる。賃金上昇率より高い利率で割引けば、後の生年に行けば行くほど、生涯賃金の現在価値は低くなってしまう。もちろん、賃金に対応する所得税・住民税にも同じことがあてはまるから、生涯賃金に対する税負担率をみる場合には問題は小さい。しかし、保険料負担と受給のタイミングが異なる年金の場合は、生涯賃金に対する比率をみる場合でもこの影響は無視できない。賃金や手取り所得の水準そのものを世代間比較する場合には、さらに影響は大きくなる。

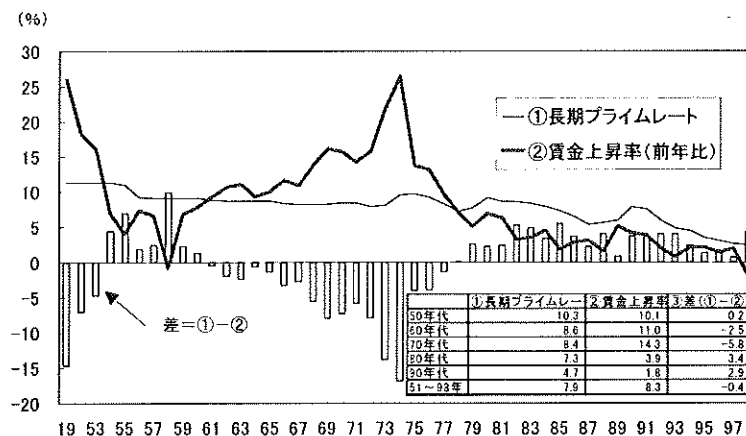
そこで、当論文で採用する割引率は、「年金制度改正案」で想定された利率の4.0%を基本としつつも、同案の賃金上昇率2.5%も代替的な割引率として使用することとした。利率を割引率の基本として据えるのは、「賃金は2.5%でしか上昇しないが、利率は4.0%」という状況が妥当するならば、今年もらう賃金の方が来年もらう賃金より価値が高いのであり、将来世代の生涯賃金の現在価値は低いというのも真実だからである。

賃金上昇率と同一の割引率を代替的に使用するの、将来賃金の評価に対して中立的という長所があるからである。しかし、制度設計上の利子率が4.0%なのに割引率を2.5%とすることには別の問題が生じる。本論で展開する「年金給付と負担」の世代間比較において、割引率2.5%を採用すると、ほとんどの世代で「給付／負担比率」が1を越えてしまう（負担を上回る給付となる）。賦課方式に近い修正積立方式の運営ではどこかの世代が持ち出しをしなければならないはずであり、これはあり得ないことである。その矛盾は4.0%の運用利回りが得られる環境での給付制度なのに、評価・分析には2.5%の割引率を使用していることに由来する。割引率を基準に据えて考えると、割引率とは別物の高い運用利回りによって実現出来る制度からの給付を天からの贈り物として計算しているようなものである。つまり、給付と負担に整合的な割引率は利子率の方である。

このように「年金給付と負担の現在価値を世代間比較するという分析法」は、公的年金制度本体の試算前提から逃れることができない。割引率に関する問題は一見分析上の問題に思える。しかし、分析の仮定は現実の制度の前提に従っているに過ぎないから、制度設計の根幹にかかわる問題を映すことにもなる。

前述のとおり、「賃金は2.5%でしか上昇しないが、利子率は4.0%」という状況では、今年もらう賃金の方が来年もらう賃金より価値が高い。この状況が長期にわたって妥当する世界は、単純に言えば、若年世代が弱者となる世界である。長期的計算を行う場合には、こうした想定を持つ意味や妥当性が十分に吟味されなければならない。

図表-22 金利と賃金上昇率の推移



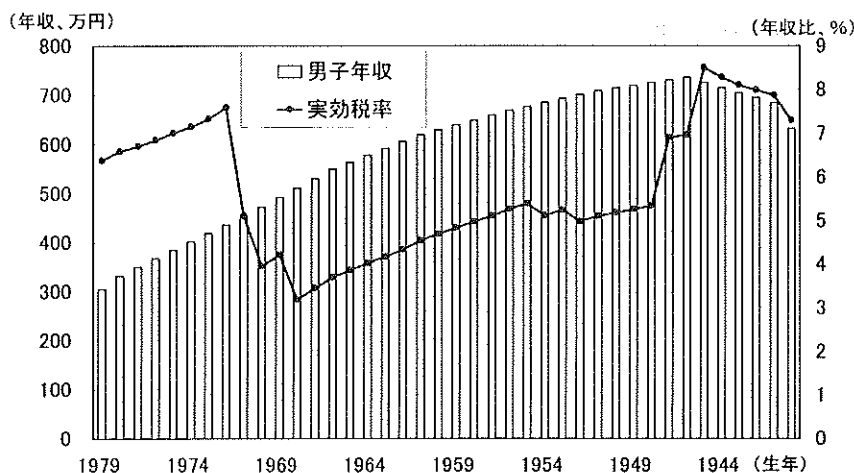
(資料) 労働省「毎月勤労統計調査」日本銀行「経済統計月報」

もちろん、現行制度における予定利子率と予定賃金上昇率は現実妥当性を吟味したうえで採用されているはずである。70年代後半からは、実際に利子率が賃金上昇率を上回る状況が続いている。しかし、61年~77年など、逆の関係にあった期間もあり、長期にわたる制度設計を委ねる前提としては、不安が残る。「補論6 給付と負担の数学的分析」に示すように、利子率の水準だけでなく「賃金上昇率と利子率の差」が制度の収支に重要な影響を及ぼす。特に、現在の想定と代替的な計算基礎率の1つとして、賃金上昇率と利子率が同一のケースでの制度設計も併せて示されることを望みたい。

補論4 99年の実効税率が維持される場合の生年別税負担

1999年税制が2054年まで修正されずに維持されるという想定を代替するものとして99年の各歳別の実効税率が今後も維持されるという想定があろう。名目賃金が上昇する中で結果として現在の実効税率が維持されるというのは、何らかの形で税制改革が毎年行われることになる。現行税制が維持されるという想定同様、仮定としてはかなり極端だが、現実がその中間におさまる可能性も高いので、結果の違いをみることには意義がある。

図表-23 99年度税制下での生年別実効税率



(注) 税は所得税・住民税。各生年に対応する年齢毎の家族構成を反映した人的控除を適用

以下は、どのような形で税制改革が行われるかは問わずに、99年の各歳別の実効税率が2054年まで続くという場合の生年別の生涯税負担を試算したものである。現状では、80年代後半以降の税制改革で壮年期、高所得期の実効税率が低下したため、この構造が維持されれば、後発世代の生涯税負担はかなり抑制され、先発世代よりも低くなる。

図表-24 生年別にみた20~59歳期間の総賃金と総税額
: 2000年以降も99年各歳実効税率が維持される場合

生年	1930	1935	1940	1945	1950	1955	1960	1965	1970	1975	1980	1985	1990	1995
割引率														
2.5%	総賃金	13355	16764	19899	22102	23404	24014	24115	24101	23986	23789	23736	23736	23736
	総税額	942	1146	1345	1453	1491	1475	1443	1422	1384	1358	1352	1352	1352
	実効税率	7.1%	6.8%	6.8%	6.6%	6.4%	6.1%	6.0%	5.9%	5.8%	5.7%	5.7%	5.7%	5.7%
4.0%	総賃金	18343	21748	24535	25939	26048	25150	23570	21932	20291	18671	17311	16098	14970
	総税額	1268	1451	1628	1682	1649	1539	1405	1286	1158	1051	972	904	840
	実効税率	6.9%	6.7%	6.6%	6.5%	6.3%	6.1%	6.0%	5.9%	5.7%	5.6%	5.6%	5.6%	5.6%

(注) 単位：万円。1999年時点の現在価値に換算して比較。

しかし、それでも、社会保険料負担と併せた総負担では後発世代の生涯負担が重いことには変わりない。

図表-25 生年別にみた20~59歳期間の総賃金と総負担

: 2000年以降も99年各歳実効税率が維持される場合

生年		1930	1935	1940	1945	1950	1955	1960	1965	1970	1975	1980	1985	1990	1995
割引率 2.5%	総賃金	13355	16764	19899	22102	23404	24014	24115	24101	23986	23789	23736	23736	23736	23736
	総負担	1855	2406	2969	3381	3677	3895	4066	4242	4370	4472	4573	4665	4727	4763
	実効負担率	13.9%	14.3%	14.9%	15.3%	15.7%	16.2%	16.9%	17.6%	18.2%	18.8%	19.3%	19.7%	19.9%	20.1%
割引率 4.0%	総賃金	18343	21748	24535	25939	26048	25150	23570	21932	20291	18671	17311	16098	14970	13921
	総負担	2484	3041	3577	3886	4017	4006	3901	3788	3628	3451	3289	3131	2959	2779
	実効負担率	13.5%	14.0%	14.6%	15.0%	15.4%	15.9%	16.6%	17.3%	17.9%	18.5%	19.0%	19.4%	19.8%	20.0%

(注) 単位：万円。1999年時点の現在価値に換算して比較。

補論5 制度改正後の生年別支給開始年齢

1999年度の年金制度改正法案が成立した場合には、定額部分および報酬比例部分の支給開始年齢は以下のような形で段階的に実施される。

図表-26 支給開始年齢の段階的繰延べ（男子）の具体像

西暦（年） （年度）	94年度改正 定額部分		99年度改正案 報酬比例部分			
	支給年齢（歳）	対象生年	支給年齢（歳）	対象生年		
2000	60	1940	60	1940		
2001	↑		60	1941		
2002			61	1942		
2003			61	1943		
2004			60	1944		
2005			62	1945		
2006	62	1944	60	1946		
2007	↓		60	1947		
2008			63	1948		
2009			63	1949		
2010			60	1950		
2011			60	1951		
2012	64	1947	60	1952		
2013	64	1948	↑			
2014	65	1949			61	1953
2015	65	1950			61	1954
2016	65	1951			62	1955
2017	65	1952				
2018	65	1953			62	1956
2019	65	1954			63	1957
2020	65	1955				
2021	65	1956			63	1958
2022	65	1957			64	1959
2023	65	1958				
2024	65	1959	64	1960		
2025	65	1960	↓			
2026	65	1961			65	1961
2027	65	1962			65	1962
2028	65	1963			65	1963
2029	65	1964			65	1964
2030	65	1965	65	1965		

(注) ①矢印は段階的移行の期間
②女子は5年遅れ

補論6 給付と負担の数学的分析

1) 現行制度

○計算基礎率と給付負担の関係（分析結果）

パラメーター	パラメーター上昇による影響	
	個人：生涯純給付（給付－負担）	年金全体：収支
老齢厚生年金支給開始年齢(N1)	減少	改善
老齢基礎年金支給開始年齢(N2)	$\lambda + \theta < r/2$ のとき、減少	同、改善
厚生年金保険料率(α)	減少	改善
厚生年金支給乗率(β)	増加	悪化

○考え方

生涯の厚生年金保険料率を単一のパラメーターで表示でき、給付も定式化がしやすい平明なルールが適用される世代、すなわち、2024年に20歳となる2004年生まれ以降の世代（料率の引き上げが2024年で完了して34.3%で固定されるため）を以下では考察対象とする。もちろん、毎年の料率変更や付加給付の詳細をパラメーター化すれば、それ以前の生年も定式化可能である。

○変数について

- ・ 生年： a （年生まれ）
- ・ 現在年齢： i （歳） → 現在は「 $a + i$ 」年 = t 年
- ・ 就労開始年齢（制度加入年齢）：20歳
- ・ 退職年齢：60歳 → 保険料納付期間は20～59歳
- ・ 老齢基礎年金支給開始年齢：N2歳、現行制度では1949年生まれ以降の世代ではN2=65歳
- ・ 老齢厚生年金支給開始年齢：N1歳、現行制度ではN1=60歳
- ・ 各歳賃金（標準報酬月額） $w_{a, a+i}$ （万円） = $w_{1971, 1991} e^{(a+i-1994)(\lambda+\theta)}$
- ・ 名目賃金上昇率： $\lambda + \theta$ （但し λ ：実質賃金、 θ ：インフレ率）
- ・ 利子率： r （ $r > \lambda + \theta$ と仮定）
- ・ 厚生年金保険料率： α 正確には $\alpha_{a, a+i} = 34.3\%$
- ・ 裁定時の基礎年金年額： $78 \text{万} \times e^{(a+N2-1994)(\lambda+\theta)}$
- ・ 裁定時の平均標準報酬： $\bar{W}_a = w_{1971, 1991} (e^{(a-1935)(\lambda+\theta)} - e^{(a-1971)(\lambda+\theta)}) \div 40(\lambda+\theta)$
- ・ 厚生年金支給乗率（平均標準報酬に対して）： $\beta = 7.5/1000 \times \text{加入年数}$ （40年加入で0.3）

○60歳時の平均余命を男19年、女24年とし、計算の単純化のため夫婦の年齢差をないものとする（これらもパラメータ化可能）、生涯給付、生涯負担は以下のように数式表現できる。なお、各生年とも夫の60歳時の割引価格で表している。

①夫の老齢厚生年金

$$\int_{N1-60}^{80-60} \overline{\beta w_a} e^{(\lambda+\theta)t} e^{-rt} dt = \frac{\overline{\beta w_a} (e^{20(\lambda+\theta-r)} - e^{(N1-60)(\lambda+\theta-r)})}{\lambda + \theta - r}$$

②夫の老齢基礎年金

$$\int_{N2-60}^{80-60} 78e^{(a+N2-1994)(\lambda+\theta)} e^{(\lambda+\theta)t} e^{-rt} dt = 78e^{(a+N2-1994)(\lambda+\theta)} \frac{e^{20(\lambda+\theta-r)} - e^{(N2-60)(\lambda+\theta-r)}}{\lambda + \theta - r}$$

③妻の老齢基礎年金

$$\int_{N2-60}^{85-60} 78e^{(a+N2-1994)(\lambda+\theta)} e^{(\lambda+\theta)t} e^{-rt} dt = 78e^{(a+N2-1994)(\lambda+\theta)} \frac{e^{25(\lambda+\theta-r)} - e^{(N2-60)(\lambda+\theta-r)}}{\lambda + \theta - r}$$

④妻が受取る遺族厚生年金

$$\int_{80-60}^{85-60} 0.75\overline{\beta w_a} e^{(\lambda+\theta)t} e^{-rt} dt = \frac{0.75\overline{\beta w_a} e^{20(\lambda+\theta-r)} (e^{5(\lambda+\theta-r)} - 1)}{\lambda + \theta - r}$$

⑤拠出

$$\int_{60-59}^{60-20} \alpha w_{a,a+60} e^{(\lambda+\theta)t} e^{rt} dt = \int_1^{40} \alpha w_{1974,1994} e^{(\lambda+\theta)(a+60-1994)} e^{-(\lambda+\theta)t} e^{rt} dt$$

$$= \frac{\alpha w_{1974,1994} e^{(\lambda+\theta)(a-1934)} (e^{40(r-\lambda-\theta)} - e^{(r-\lambda-\theta)})}{-(\lambda + \theta - r)}$$

生涯純移転（純給付）⑥は①+②+③+④-⑤

$$\textcircled{6} = \frac{e^{20(\lambda+\theta-r)}}{\lambda + \theta - r} \left[\begin{aligned} &\beta \frac{w_{1974,1994}}{40(\lambda + \theta)} (e^{(a-1935)(\lambda+\theta)} - e^{(a-1974)(\lambda+\theta)}) (0.25 - e^{(N1-80)(\lambda+\theta-r)} + 0.75e^{5(\lambda+\theta-r)}) + \\ &78e^{(a+N2-1994)(\lambda+\theta)} (1 + e^{5(\lambda+\theta-r)} - 2e^{(N2-80)(\lambda+\theta-r)}) + \\ &\alpha w_{1974,1994} e^{(a-1934)(\lambda+\theta)} (e^{-60(\lambda+\theta-r)} - e^{-21(\lambda+\theta-r)}) \end{aligned} \right]$$

○N1、N2、 $\lambda + \theta$ 、 r 、 α 、 β で⑥を微分すれば各パラメーターの変化が純給付に与える影響を評価できる。他のパラメーターにも依存するが、名目賃金上昇率と利率の差（ $\lambda + \theta - r$ ）が重要であることがよくわかる。本論での分析では定量的大きさを明らかにするため、こうした分析によらず、直接数値計算を行った。

$$\frac{\partial \text{生涯純移転}}{\partial N1} < 0, \quad \lambda + \theta < r/2 \text{ のとき } \frac{\partial \text{生涯純移転}}{\partial N2} < 0, \quad \frac{\partial \text{生涯純移転}}{\partial \alpha} < 0,$$

$$\frac{\partial \text{生涯純移転}}{\partial \beta} > 0$$

補論 7 制度改正後の生年別の給付ルール

図表-27 生年別の給付ルール

影響項目	区分	生年													
		1930	1935	1940	1945	1950	1955	1960	1965	1970	1975	1980	1985	1990	1995
本人 定額部分 (老齢 年金)	厚生年金:定額部分支給開始年齢(歳)	60	60	60	63	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65
	厚生年金:同 西暦(年)	1990	1995	2000	2005	2010	2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050	2055
	基礎年金:基礎年金 加入可能年数	29	31	39	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
	厚生年金:61年4月以降の60歳までの加入年数	29	31	39	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
	厚生年金:定額単価への乗率(×1625円) a	1.651	1.113	1.208	1.032	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
	定額単価算出時の最大加入年数 b	36	37	37	37										
	厚生年金:特別支給(60歳~61歳) ①	116.11	101.95	87.16	74.16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	厚生年金:繰越的加算(65歳~) ②	38.11	23.95	9.16	3.51	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	厚生年金:定額部分(65歳~) ③=78万円+②	116.11	101.95	87.16	74.16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	基礎年金:					78.00	78.00	78.00	78.00	78.00	78.00	78.00	78.00	78.00	78.00
妻	厚生年金:妻の加給年金(妻55歳まで) ④	22.41	25.75	29.06	33.00	39.00	39.00	39.00	39.00	39.00	39.00	39.00	39.00	39.00	39.00
	基礎年金:妻の根拠加算(妻65歳以降) ⑤	20.04	17.05	11.07	11.06	8.08	5.09	2.09	1.50	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
定額部分 (老齢 年金)	基礎年金:基礎年金 妻の加入可能年数	32	37	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	
	基礎年金:妻の3号被保険者年数(86年以降)	4	9	11	19	21	29	31	37	37	37	37	37	37	
	基礎年金:妻の1号被保険者年数(57~59歳)	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
本人 比例部分	厚生年金:改正案での支給開始年齢(歳)	60	60	60	60	60	62	64	65	65	65	65	65	65	
	同 西暦(年)	1990	1995	2000	2005	2010	2017	2021	2040	2035	2010	2015	2050	2055	
厚生年金:比例部分乗率(1000分比)	9.140	8.790	7.771	7.230	7.125	7.125	7.125	7.125	7.125	7.125	7.125	7.125	7.125	7.125	
遺族年金	厚生遺族:給付率加算(及の生年、西暦)	11.44 1933	33.20 1938	25.35 1913	15.80 1918	5.85 1953	0.00 1958	0.00 1963	0.00 1968	0.00 1973	0.00 1978	0.00 1983	0.00 1988	0.00 1993	0.00 1998

(注) ①②③④⑤は19年度価格の万円表示(99年度改正で67017.65000倍される見込み)
 ②は「1625円×a×b×12÷78万円」を単純適用した額
 ④⑤は妻の年齢を条件として本人へ支給される
 本人と妻の年齢差が3歳の場合、本人へ給付される定額部分(※)は(裁定時および裁定後のスライドを省略する)
 60~61歳:①+④、65~67歳:③+④+①、68歳~:③+⑤+①+④

部分に標準的な規定として 表によく引用されるもの

標準的な老齢年金年額=78万円(94年度価格の基礎年金)×(格付月数+免除月数×1/3)÷(加入可能月数)+平均標準報酬月額×加入月数×7.125/1000
 2003年度(給付開始年度)以降の報酬比例部分: 導入前の平均標準報酬×加入月数×7.125+導入後のボーナス平均標準報酬×加入月数×5.181

(*) 単純平均ではなく、年金前裁定時に過去の各年の賃金の再評価(ネット賃金スライド)を行う 5.181=7.125×12(12×3.6)
 試算に際しては、94年制度改正時の再評価率×67017.65000×1.023^j(1999年からの裁定時までの経過年数)とした

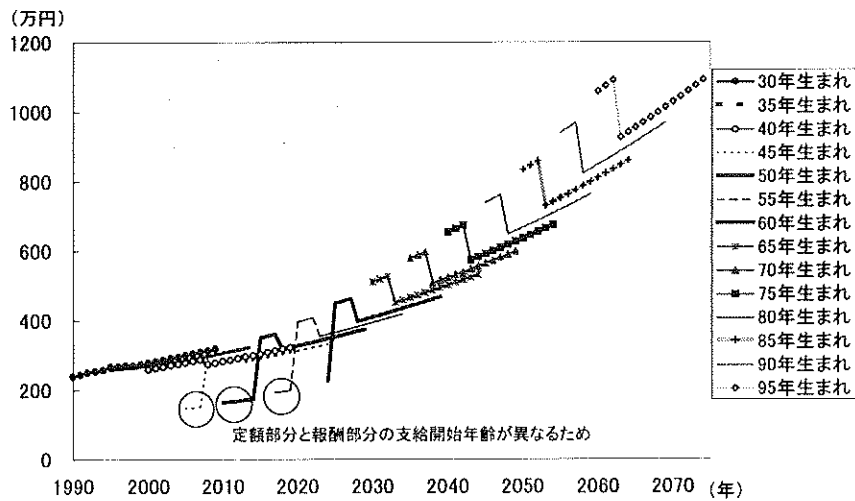
(※) 裁定時賃金スライド、裁定後物価スライドを加味した定額部分の給付額について
 i年生まれの人のj歳時の給付(支給開始年齢:k)は
 ○ i+k ≤ 2024の場合
 ・ k ≤ j ≤ 67 (①+④) × 1.023^{j-k} (i+k-1999) × 1.015^{j-k}
 ・ j > 68 (①+⑤) × 1.023^{j-k} (i+k-1999) × 1.015^{j-k}
 ○ i+k > 2024の場合
 ・ k ≤ j ≤ 67 (①+④) × 1.023^{j-k} (2024-1999) × 1.025^{j-k} (i+k-2021) × 1.015^{j-k}
 ・ j > 68 (①+⑤) × 1.023^{j-k} (2024-1999) × 1.025^{j-k} (i+k-2021) × 1.015^{j-k}

補論8 給付課税の参考試算

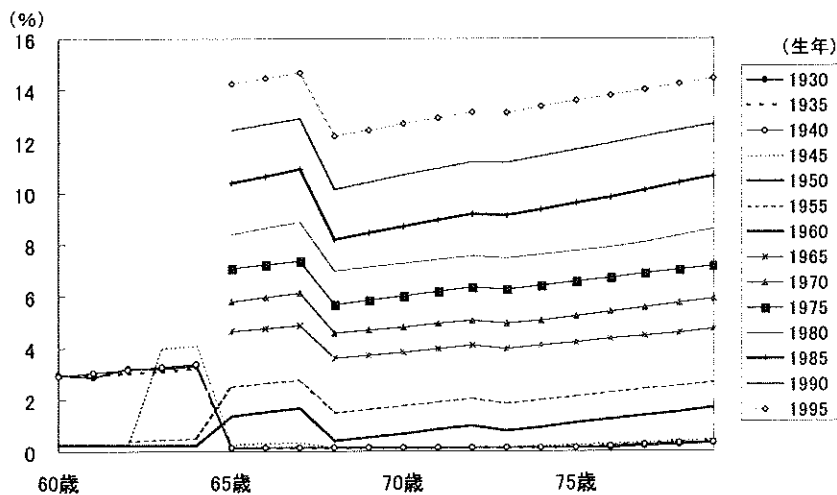
1) 本人給付

本人が60歳(1961年生まれ以降は65歳)から79歳の間に受給する年金額に対する所得税・住民税の実効税率は以下のとおりである。定額部分も報酬比例部分も60歳から支給される1940年生まれ以前の世代に関して、65歳以降の実効税率が低下するのは、「公的年金等控除」枠が拡大するからである。

図表-28 生年別の年金給付年額(60~79歳、本人分)



図表-29 生年別の給付実効税率(60~79歳、本人分)



図表-30 生年別にみた本人年金給付に対する所得税・住民税の実効税率(%)

生年	1930	1935	1940	1945	1950	1955	1960	1965	1970	1975	1980	1985	1990	1995
60歳	3.0	2.9	2.9	0.3	0.2									
61歳	2.9	3.0	3.0	0.3	0.2									
62歳	3.2	3.0	3.1	0.3	0.2	0.4								
63歳	3.2	3.1	3.3	4.0	0.2	0.5								
64歳	3.3	3.2	3.4	4.1	0.2	0.5	1.7							
65歳	0.1	0.1	0.1	0.2	1.4	2.5	3.5	4.6	5.8	7.1	8.4	10.4	12.4	14.2
66歳	0.1	0.1	0.1	0.3	1.5	2.6	3.6	4.7	5.9	7.2	8.6	10.6	12.7	14.4
67歳	0.1	0.1	0.1	0.3	1.6	2.8	3.8	4.9	6.1	7.4	8.9	10.9	12.9	14.7
68歳	0.1	0.1	0.1	0.1	0.4	1.5	2.5	3.6	4.6	5.7	7.0	8.2	10.1	12.2
69歳	0.1	0.1	0.1	0.1	0.5	1.6	2.7	3.7	4.7	5.8	7.1	8.4	10.4	12.4
70歳	0.1	0.1	0.1	0.1	0.7	1.8	2.8	3.8	4.8	6.0	7.3	8.7	10.7	12.7
71歳	0.1	0.1	0.1	0.1	0.8	1.9	2.9	4.0	4.9	6.2	7.4	8.9	10.9	12.9
72歳	0.1	0.1	0.1	0.2	1.0	2.1	3.0	4.1	5.0	6.3	7.6	9.2	11.2	13.1
73歳	0.1	0.1	0.1	0.1	0.8	1.9	2.9	4.0	4.9	6.3	7.5	9.1	11.2	13.1
74歳	0.1	0.1	0.1	0.2	0.9	2.0	3.0	4.1	5.0	6.4	7.6	9.4	11.4	13.3
75歳	0.1	0.2	0.1	0.2	1.1	2.1	3.1	4.2	5.2	6.6	7.8	9.6	11.7	13.6
76歳	0.1	0.2	0.2	0.3	1.2	2.3	3.2	4.3	5.4	6.7	7.9	9.8	11.9	13.8
77歳	0.2	0.3	0.2	0.3	1.4	2.4	3.4	4.5	5.6	6.9	8.1	10.1	12.2	14.0
78歳	0.3	0.3	0.3	0.4	1.5	2.5	3.5	4.6	5.7	7.0	8.3	10.4	12.4	14.2
79歳	0.3	0.4	0.3	0.4	1.7	2.7	3.6	4.7	5.9	7.2	8.6	10.7	12.7	14.4

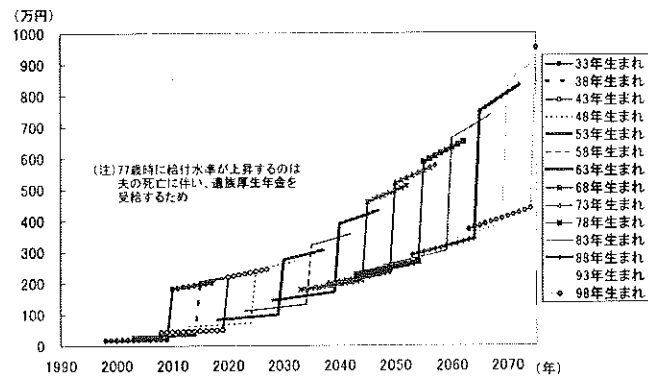
(注) 2000年以降は99年の税制が維持されると仮定

2) 妻の給付

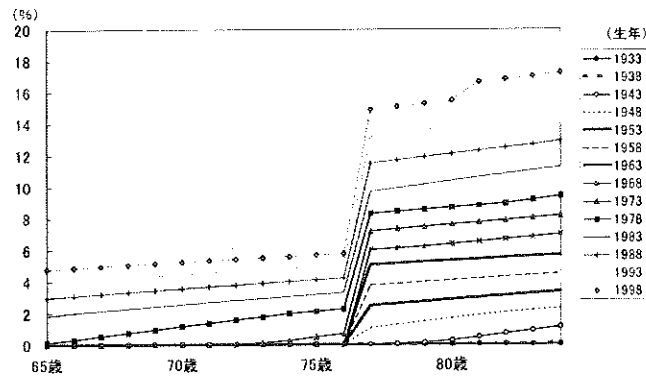
妻が65歳から84歳の間に受給する年金額に対する所得税・住民税の実効税率(均等割を除く)は以下のとおりである。現行税制が不変の場合、2021年までは老年者控除や公的年金等控除の効果で課税最低限以下にとどまるが、以降は名目給付水準の上昇に伴い課税が生じる。現実には現行税制が20年以上も放置されるとは考えられないから、試算はあくまで参考分析である。

なお、1)の試算では、妻の給付が課税最低限以下にとどまり、配偶者控除が適用されるケースを想定した。

図表-31 生年別の年金給付付年額(60~79歳、妻分)



図表-32 生年別の給付実効税率(60~79歳、妻分)



図表-33 生年別にみた妻年金給付に対する所得税・住民税の実効税率(%)

妻生年 (夫生年)	1933 (1930)	1938 (1935)	1943 (1940)	1948 (1945)	1953 (1950)	1958 (1955)	1963 (1960)	1968 (1965)	1973 (1970)	1978 (1975)	1983 (1980)	1988 (1985)	1993 (1990)	1998 (1995)
65歳	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	1.8	3.0	3.9	1.8
66歳	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	2.0	3.1	4.0	1.9
67歳	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	2.1	3.2	4.1	5.0
68歳	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.7	2.3	3.3	4.2	5.1
69歳	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.9	2.4	3.4	4.3	5.1
70歳	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.2	2.5	3.6	4.4	5.2
71歳	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.4	2.7	3.7	4.5	5.3
72歳	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.6	2.8	3.8	4.6	5.4
73歳	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	1.8	2.9	3.9	4.7	5.5
74歳	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	2.0	3.0	4.0	4.8	5.6
75歳	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	2.1	3.2	4.1	4.9	5.7
76歳	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.7	2.2	3.3	4.2	5.0	5.7
77歳	0.0	0.0	0.0	1.0	2.5	3.7	5.1	6.0	7.2	8.3	9.7	11.5	13.2	14.9
78歳	0.0	0.0	0.0	1.3	2.6	3.9	5.1	6.1	7.3	8.4	9.9	11.7	13.4	15.1
79歳	0.0	0.0	0.1	1.5	2.7	4.0	5.2	6.2	7.5	8.6	10.1	11.9	13.6	15.3
80歳	0.0	0.0	0.2	1.7	2.9	4.1	5.3	6.4	7.6	8.7	10.1	12.1	13.8	15.5
81歳	0.0	0.0	0.5	1.9	3.0	4.2	5.4	6.5	7.7	8.8	10.6	12.3	14.0	16.7
82歳	0.0	0.0	0.7	2.0	3.1	4.3	5.5	6.7	7.9	8.9	10.8	12.5	14.3	16.8
83歳	0.0	0.0	0.9	2.2	3.2	4.4	5.6	6.8	8.0	9.2	11.0	12.7	14.5	17.0
84歳	0.0	0.1	1.1	2.3	3.3	4.5	5.7	7.0	8.1	9.1	11.2	12.9	14.7	17.2

(注) 2000年以降は99年の税制が維持されると仮定

参 考 文 献

- 麻生良文(1995)「公的年金の世代間移転」、『季刊・社会保障研究 95' Autumn』(社会保障研究所)
- 跡田直澄・橋本恭之・前川聡子・吉田有里(1999)「日本の所得課税を振り返る」、『フィナンシャル・レビュー第50号』(大蔵省財政金融研究所)
- 石川達哉(1999)「年金制度改正と個人の生涯所得」、『Monthly Report 1999年6月号』(ニッセイ基礎研究所 経済産業調査部門)
- 大蔵省(1999)「財政金融統計月報 租税特集号」ほか
- 小口登良・木村陽子・八田達夫「日本の公的年金の再分配効果」(1994)、石川経夫編「日本の所得と富の分配」第10章(東京大学出版会)
- 厚生省年金局数理課(1995)「厚生省年金局数理課監修 年金と財政」(法研)
- 厚生省年金局(1995)「厚生省年金局監修 年金制度改正の解説」(社会保険研究所)
- 厚生省年金局(1998)「年金制度改正案(平成11年)(98年10月28日)」
- 厚生省年金局(1999)「年金制度改正案大綱(99年3月5日)」
- 厚生省年金局(1999)「第33回年金審議会(平成11年3月12日)の資料について」